

教育子ども委員会報告資料

第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児福祉計画（原案）に係る
パブリック・コメントの実施について … 1 ページ

報告関係付属資料

第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児福祉計画（原案）…別冊1

令和5年9月

子ども未来局

第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児福祉計画（原案）に係る パブリック・コメントの実施について

（1）意見募集の趣旨

「第7期福岡市障がい福祉計画」及び「第3期福岡市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の定める基本指針に即し、障がい福祉サービス等に関する数値目標やサービスの見込量等を定めるもので、令和6年度から令和8年度を計画期間として策定を進めている。

今回、計画のパブリック・コメント案をとりまとめたため、福岡市情報公開条例及び福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の意見を募集する。

（2）実施要領

①意見募集期間

令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）

②閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市ホームページに掲載する。

<閲覧・配布場所>

障がい企画課（市役所12階）、こども発達支援課（同13階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、各区情報コーナー、各区福祉・介護保険課、各区健康課、各出張所、市内相談窓口（心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センター、精神保健福祉センター等） など

③募集方法

FAX、郵送、市窓口への持参、ホームページの回答専用フォームへの入力、電子メール

④広報

市政だより11月1日号及び本市ホームページへ掲載

（3）策定スケジュール（予定）

時期	内容
令和5年5月	福岡市長から福岡市保健福祉審議会へ諮問
7月	第1回障がい者保健福祉専門分科会（素案審議）
8月	第2回障がい者保健福祉専門分科会（原案審議）
9月	教育こども委員会報告（障がい者福祉計画に関する項目については、福祉局が福祉都市委員会に報告）
11月	パブリック・コメント実施
令和6年1～2月	第3回障がい者保健福祉専門分科会（答申案審議）及び答申
3月	第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児福祉計画策定
6月	議会報告

福岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について

1 位置づけ

- 障害者総合支援法第 88 条に定める市町村障害福祉計画
- 児童福祉法第 33 条の 20 に定める市町村障害児福祉計画



上記2つの計画を一体のものとして策定する

2 概要

国の定める基本指針に即し、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや児童福祉法に基づく障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるもの。

3 期間

基本指針により3年ごとの計画策定を基本としており、第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度とする。

4 他の計画との関係

国及び福岡県が策定する関連計画や、「福岡市障がい者計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」である「福岡市保健福祉総合計画 障がい者分野」や子ども施策を総合的・計画的に推進するための「第5次福岡市子ども総合計画」等との整合性を図りながら策定する。

年度	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
障害者計画	障がい者計画 (H24～26年度 1年延長)				保健福祉総合計画 障がい者分野 (H28～R2年度)					保健福祉総合計画 障がい者分野 (R3～8年度)					
障害福祉計画	第3期障がい福祉計画 (H24～26年度)		第4期障がい福祉計画 (H27～29年度)			第5期障がい福祉計画 (H30～R2年度)			第6期障がい福祉計画 (R3～5年度)			第7期障がい福祉計画 (R6～8年度)			
障害児福祉計画	/			/			第1期障がい児福祉計画 (H30～R2年度)		第2期障がい児福祉計画 (R3～5年度)			第3期障がい児福祉計画 (R6～8年度)			

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(原案)の概要

基本指針(こども家庭庁・厚生労働省告示)

- 「基本指針」とは、都道府県及び市町村の障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの(令和5年5月告示)
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する(計画期間:令和6~8年度)

基本指針に即して福岡市における成果指標等を設定

成果指標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- ①地域生活への移行者数 74人(R6~R8年度の累計数)(R3、4年度累計実績41人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R4年度末の施設入所者数の6%を設定
- ②施設入所者の減少数 数値目標は設定しない
(考え方) 施設入所者は地域生活への移行等による退所者が見込まれる一方で、新たな入所も見込まれるため

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(R4年度末実績1,957人) 精神病床における1年以上の長期入院患者数 下記の考え方に基づき設定

(考え方) 福岡県障がい福祉計画において設定する目標値の18.9%(福岡市の長期入院患者割合)を設定。年齢階級別(65歳以上、65歳未満)においても県の目標値を基に設定。

(3) 地域生活支援の充実

- ①地域生活支援拠点等が有する機能の充実 1回以上実施(R4年度実績3回)
(考え方) 国指針を踏まえ、運用状況の検証及び検討する会議を年1回以上を設定
- ②強度行動障がい者への支援体制の充実 整備済(継続)【新規】
(考え方) 国指針を踏まえ、「福岡市強度行動障がい者支援調査研究会」及び支援拠点施設を中心に支援(R4年度末実績 整備済)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 609人(R4年度末実績533人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績の1.28倍を設定
- ②就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労への移行者数
ア 就労移行支援事業 465人(R4年度末実績397人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績の1.31倍を設定
イ A型 107人 B型 28人(R4年度末実績 A型58人 B型39人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績を踏まえ設定(A型1.29倍、B型1.28倍)
- ③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を5割以上とする 55%【新規】(R4年度末実績55%)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえ設定
- ④就労定着支援事業の利用者数等
ア 利用者数 312人(R4年度末実績235人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績の1.41倍を設定
イ 就労定着支援事業のうち、就労定着率が7割以上の事業所割合 25%
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえ設定(R4年度末実績20.7%)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- ①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築
ア 児童発達支援センターの設置 13か所(R4年度末実績13か所)
イ 児童発達支援事業所(重心事業所等除く)の設置【新規】29か所(R4年度末実績2か所)
ウ 保育所等訪問支援を実施できる事業所数 28か所(R4年度末実績24か所)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえて設定
- ②重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について
ア 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 15か所(R4年度末実績12か所)
イ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 23か所
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえて設定(R4年度末実績20か所)
- ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 設置(継続)(R4年度末実績 設置済)
(考え方) 「福岡市医療的ケア児関係機関連絡会議」を設置し、関係機関等の情報交換等を実施
- ④医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置 1人(R4年度末実績1人)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえて設定
- ⑤障がい児入所施設からの円滑な移行調整の協議の場 設置(継続)【新規】
(考え方) 移行調整について、関係機関との協議を行う(R4年度末実績 設置済)

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- ①区障がい者基幹相談支援センターが地域の相談事業者等へ専門的指導・助言・連携強化の取組みを行った件数 750件(R4年度実績704件)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえて設定
- ②個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等 整備済(継続)【新規】
(考え方) 区部会において、個別事例の検討を通じて、地域サービス基盤の開発・改善を行う(R4年度末実績 整備済)

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築

- ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 活用する(R4年度実績 活用した)
(考え方) 国指針を踏まえ設定 福岡県が実施する研修を活用する
- ②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 共有する
(考え方) 国指針を踏まえ設定 関係自治体及び事業所と共有する(R4年度実績 共有した)
- ③指導監査結果の関係市町村との共有 共有する(R4年度実績 共有した)
(考え方) 国指針を踏まえ設定 関係自治体と共有し、事業所の適切な指導を行う

第7期 福岡市障がい福祉計画及び
第3期 福岡市障がい児福祉計画
(原案)

目次

第1 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 障がい保健福祉施策をめぐる現状

- 1 障がい者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 障がい保健福祉施策関連事業費の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3 障がい福祉サービス等の数値目標及び実績・見込量

- 1 本項目の内容と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 障がい福祉サービス等に関する数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの実績及び見込量・・・・・・・・ 23
- 4 地域生活支援事業に関する種類ごとの実績及び見込量・・・・・・・・ 32

第4 計画の推進体制

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 国・県への要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 3 福岡市障がい者等地域生活支援協議会との連携・・・・・・・・・・・・ 46

第5 資料編

- 1 福岡市障がい福祉計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 2 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 3 福岡市保健福祉審議会諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第7期福岡市障がい福祉計画」及び「第3期福岡市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に即して、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2 計画の位置づけ

（1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

（2）他の計画との関係

本計画は、国及び福岡県が策定する関連計画や、福岡市基本計画に即した「福岡市保健福祉総合計画」及びその障がい者分野である「福岡市障がい者計画（障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画）」、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「第5次福岡市子ども総合計画」との整合性を図りながら策定するものです。

「福岡市障がい者計画」は、「障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し、地域や家庭でいきいきと生活することのできるまちづくり」を目指すことを基本理念に掲げ、障がい者施策の基本計画としての性格を有していますが、本計画は、その実現に向けた実施計画としての性格を有しています。

3 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条において定義された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上の人及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上の人並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である人で18歳以上の人をいいます。また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として作成することが基本とされており、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

第2 障がい保健福祉施策をめぐる現状

1 障がい者の現状

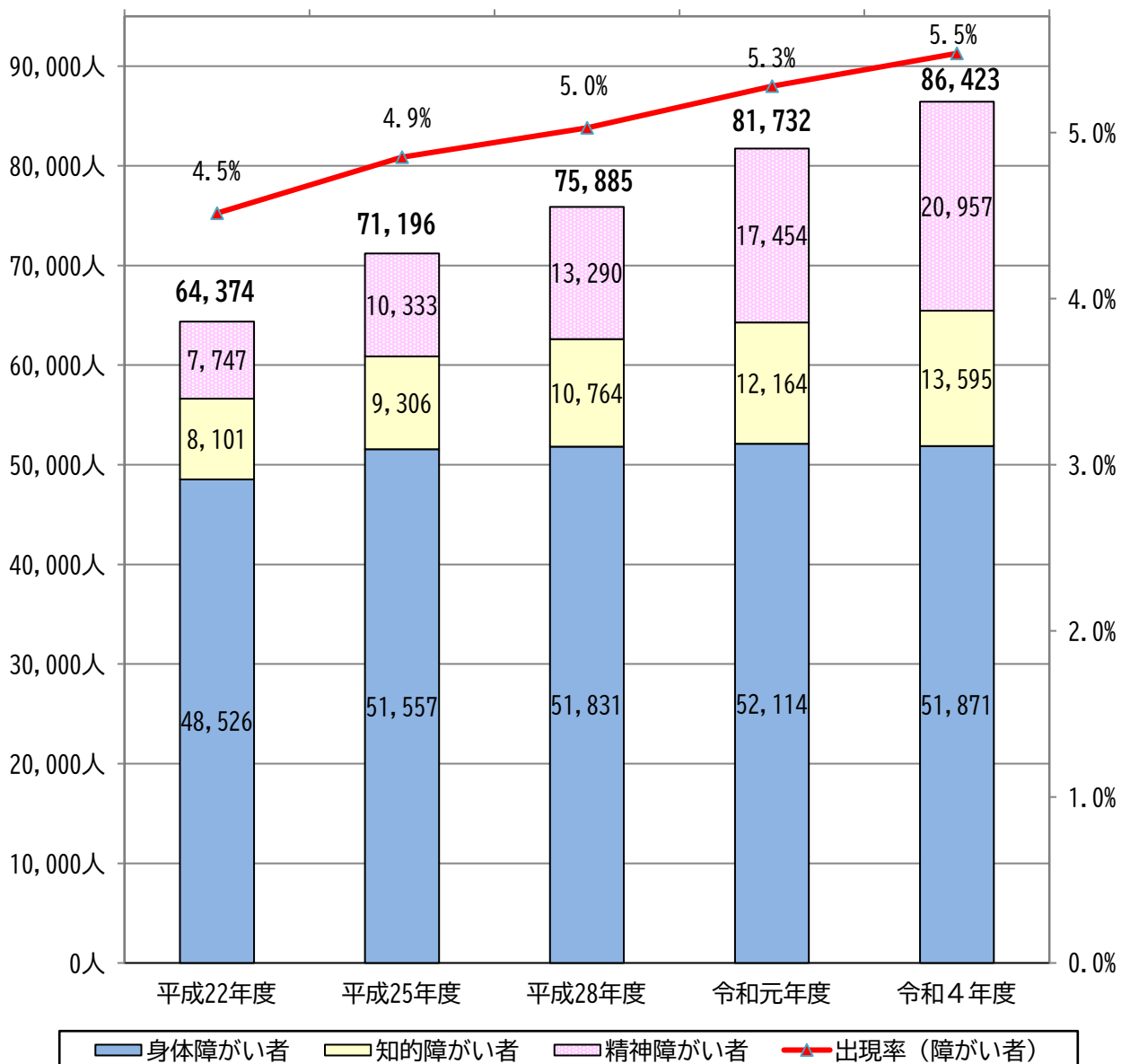
(1) 障がい児・者の手帳所持者数の推移

福岡市の障がい児・者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計、重複含む）は、令和4年6月30日現在（精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年3月31日現在）で86,423人、人口に対する障がいのある人の割合は5.5%であり、市民の約20人に1人が身体、知的又は精神障がいがあるという状況です。

人口に対する障がいのある人の割合は増加傾向にあり、特に精神障がい者の割合は、高い伸び率を示しています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は20,957人であり、平成22年度から令和4年度までの12年間で、約2.7倍となっています。

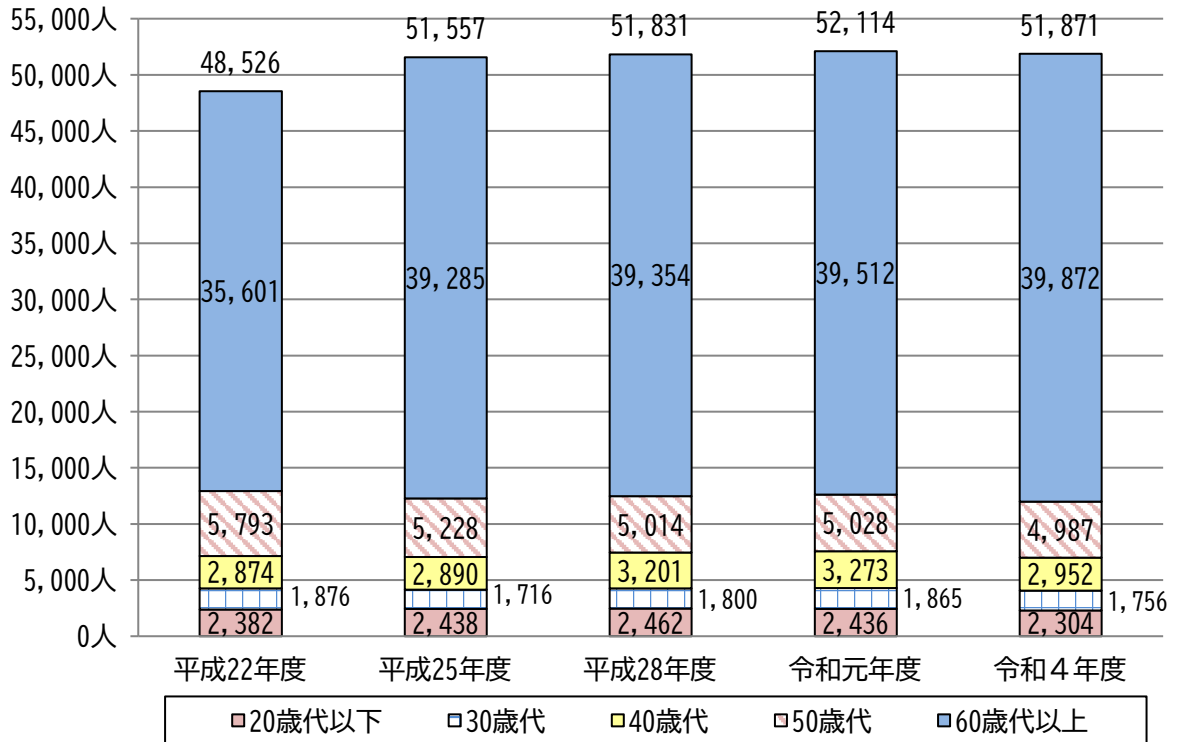
障がい児・者数及び人口に占める割合の推移



(2) 各手帳所持者の年齢構成別の推移

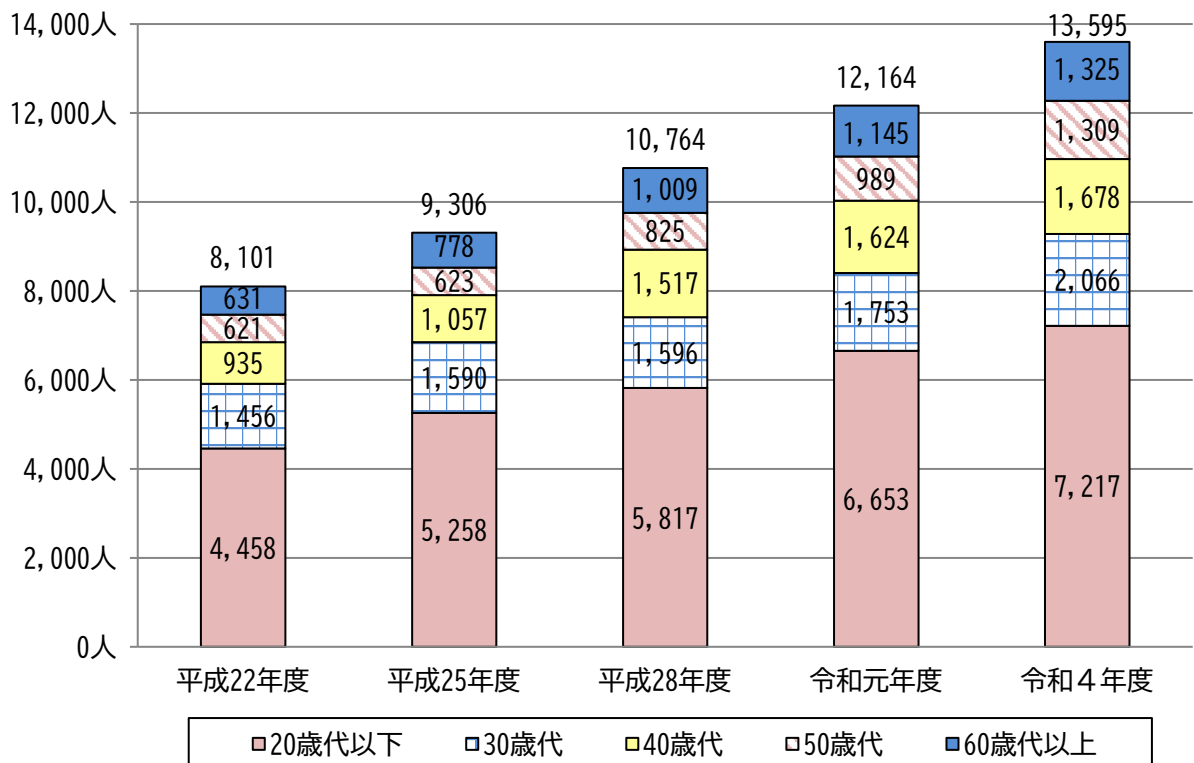
令和4年6月30日現在の身体障がい児・者数（身体障害者手帳所持者数）は51,871人で、20歳代以下2,304人に対して、60歳代以上は39,872人となっており、60歳代以上の割合が76.8%と高い割合を占めています。

身体障がい児・者の年齢構成の推移



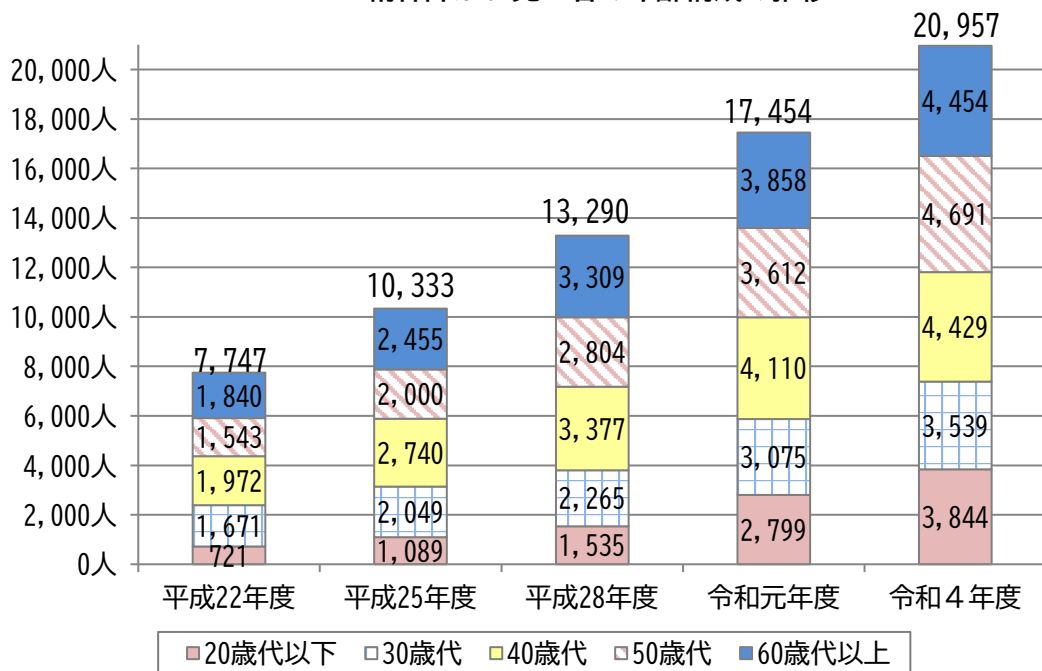
一方、知的障がい児・者数（療育手帳所持者数）は13,595人で、このうち20歳代以下が7,217人と約半数（53%）を占めています。

知的障がい児・者の年齢構成の推移



また、精神障がい児・者数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）は20,957人で、どの年代もほぼ同じ割合となっています。

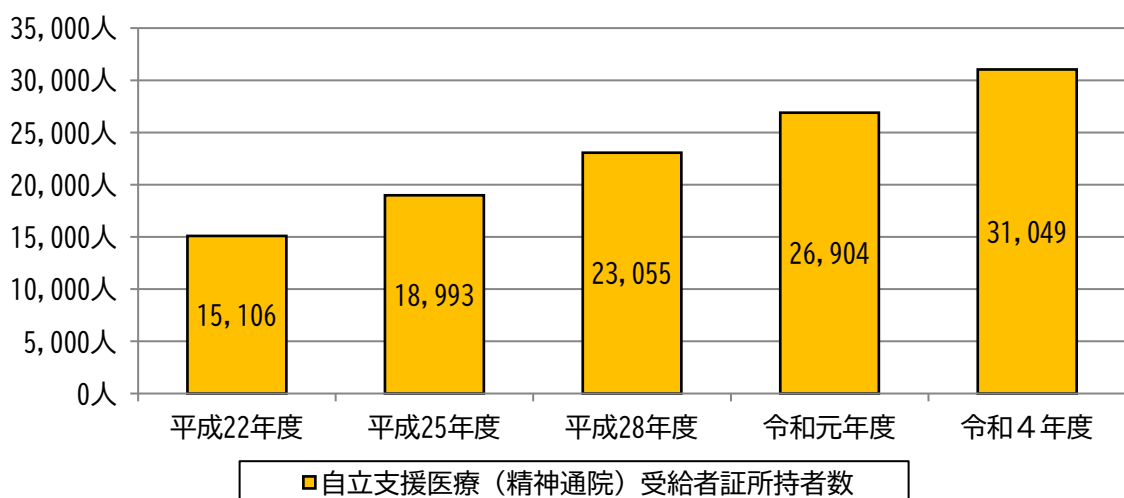
精神障がい児・者の年齢構成の推移



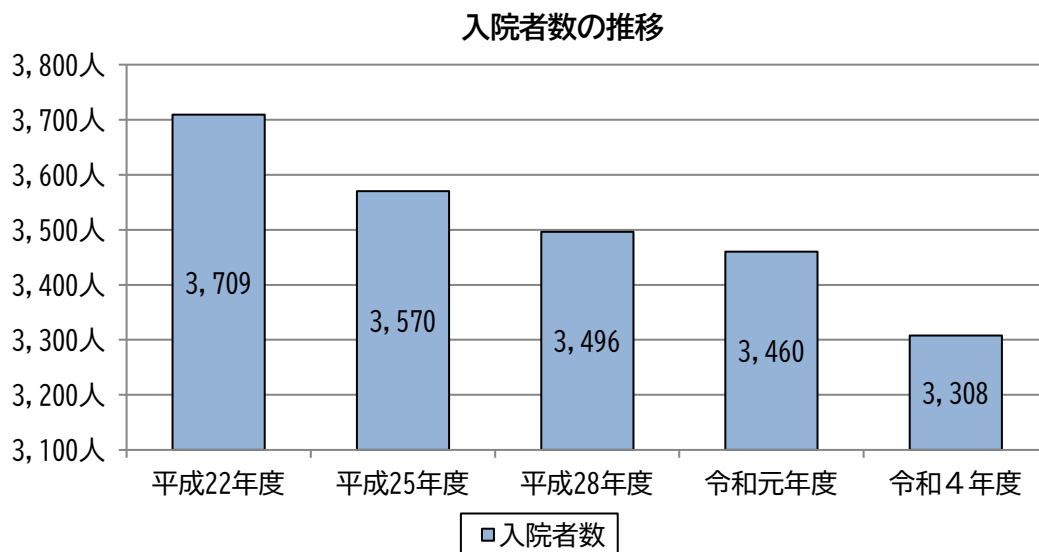
(3) 精神障がいの状況

精神疾患の治療のために外来通院者が利用する、医療費の自己負担を軽減する自立支援医療（精神通院）制度の受給者証所持者数は、令和4年度末時点で31,049人となっています。平成22年度から令和4年度までの間で約2倍に増加しています。診断名別でみると、「気分（感情）障害」が13,706人と全体の44.1%を占めて最も多く、次いで「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が5,916人（19.1%）、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」が2,694人（8.7%）と続いています。

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移



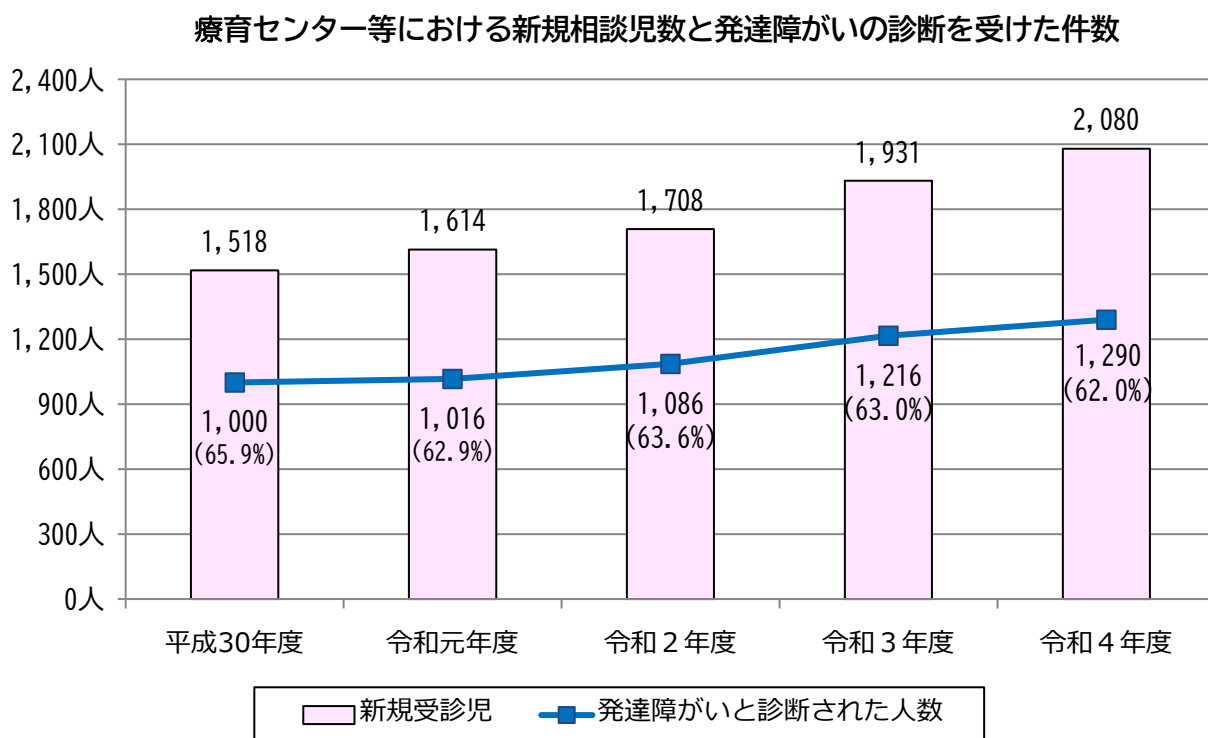
一方、令和4年6月30日時点の福岡市内の精神科病床入院者数は3,308人で、減少傾向です。診断名別でみると、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が1,626人と全体の49.2%を占めて最も多く、次いで「症状性を含む器質性精神障害」が858人(25.9%)、「気分(感情)障害」が414人(12.5%)と続いています。



※精神保健福祉資料(630調査)より

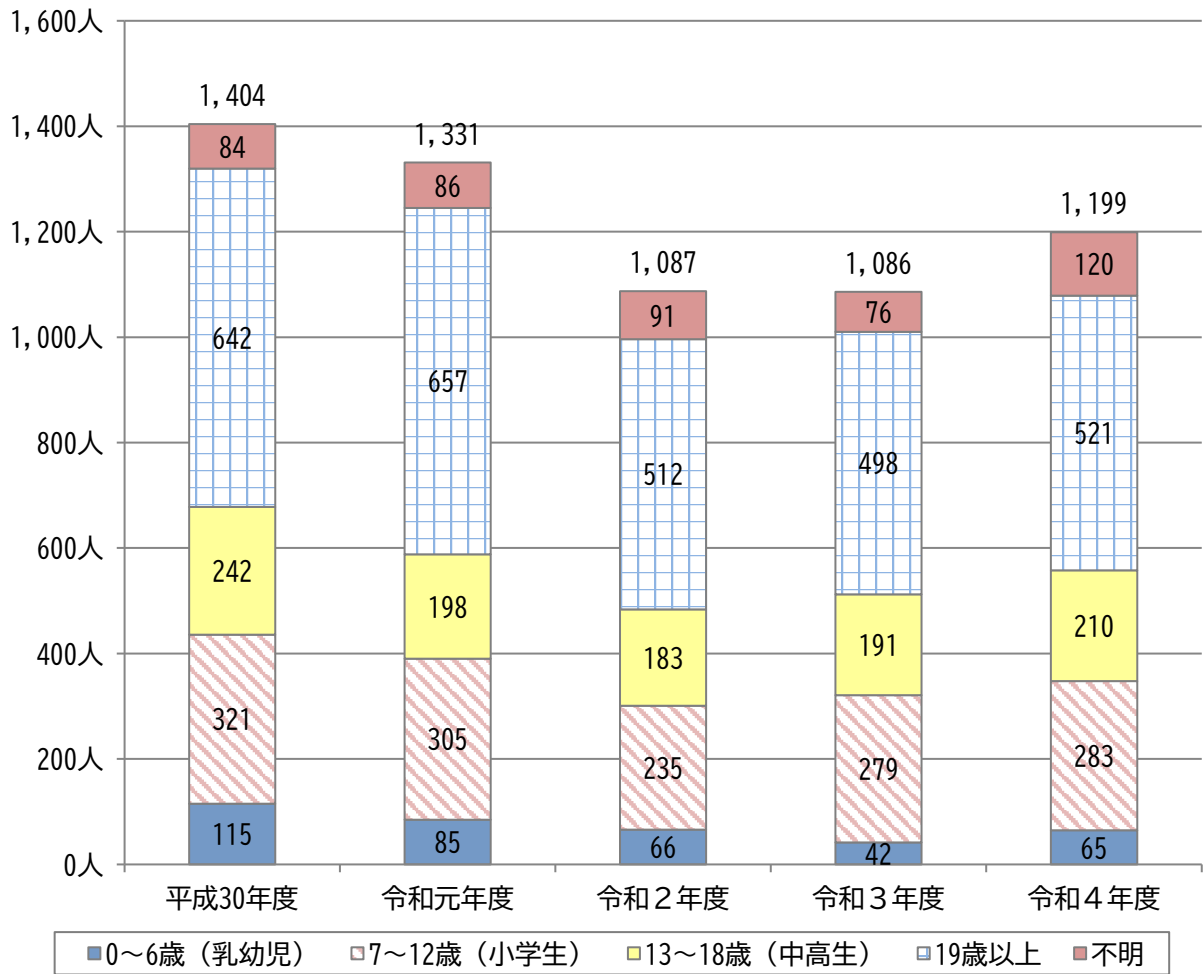
(4) 発達障がいの状況

発達障がいについては、正確な人数が把握できない状況ですが、療育センター等における新規相談児数と発達障がいの診断を受けた件数をみると、増加傾向にあります。福岡市立発達障がい者支援センター(ゆうゆうセンター)の年齢別相談者数の推移は、平成29年度を境に減少傾向に転じていましたが、令和4年度に再度、増加に転じています。また、区障がい者基幹支援センターにおける発達障がい児・者の新規相談件数は、増加傾向にあります。

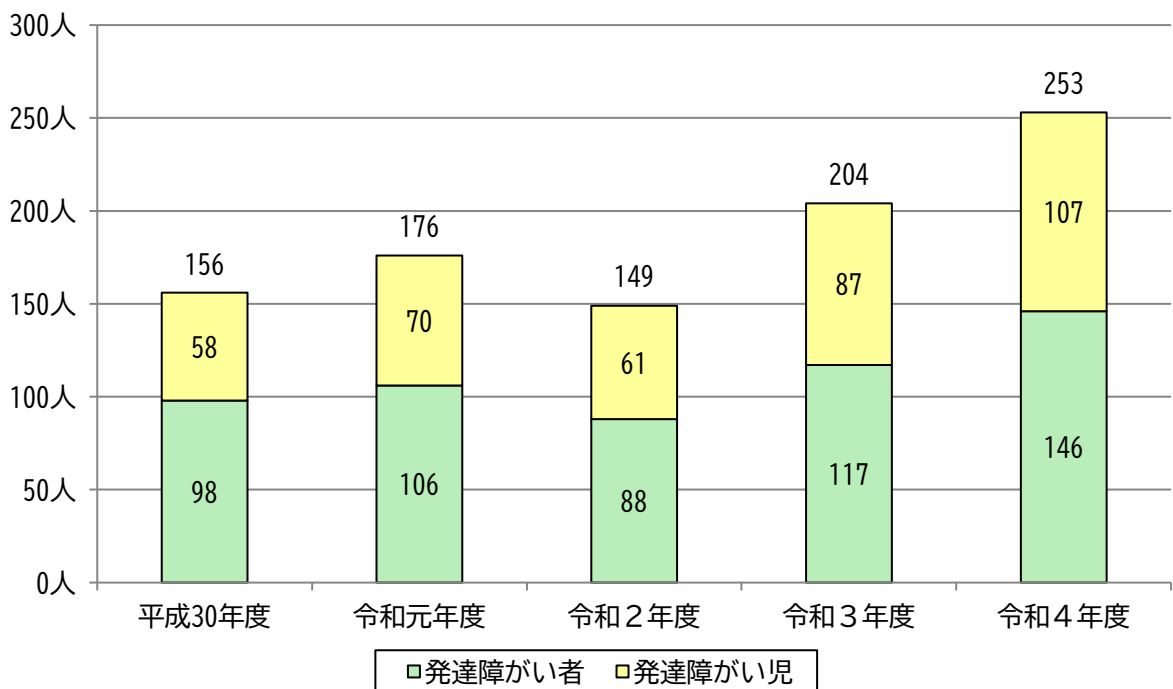


※療育センター等：心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センター

ゆうゆうセンターの年齢別相談者数の推移



区障がい者基幹相談支援センターにおける発達障がい児・者の新規相談件数



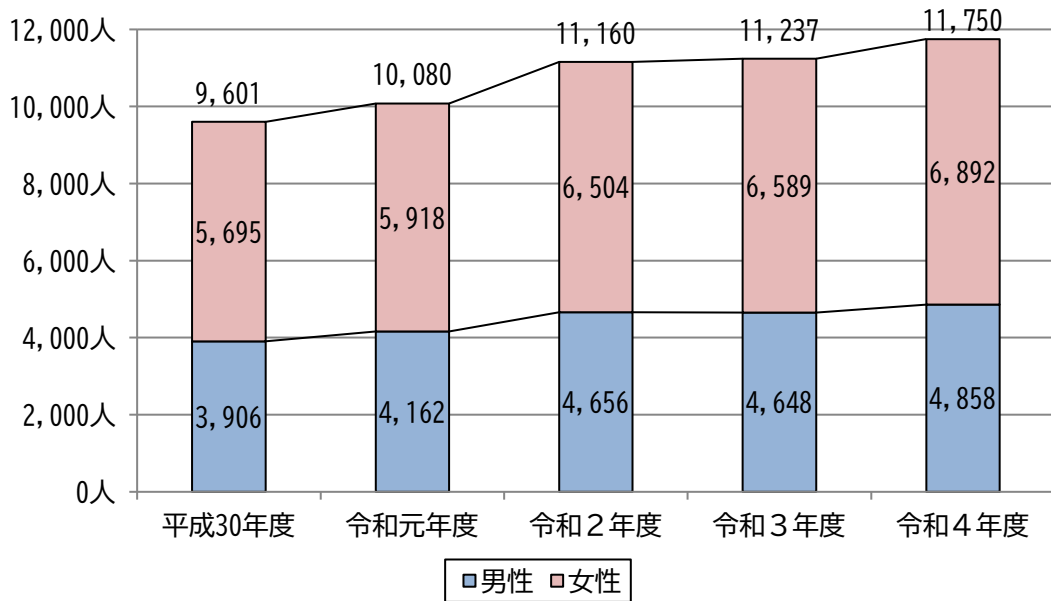
(5) 難病の状況

難病について、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の年次推移をみると、緩やかな増加傾向にあります。

性別にみると平成30年度から令和4年度までのいずれの年においても、男性が約4割、女性が約6割となっています。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として更新手続きを不要とし、有効期間の満了日を1年間自動延長したことから、例年更新時に発生する不認定や更新切れ等による一定の減少がなかったため、増加幅が大きくなっています。

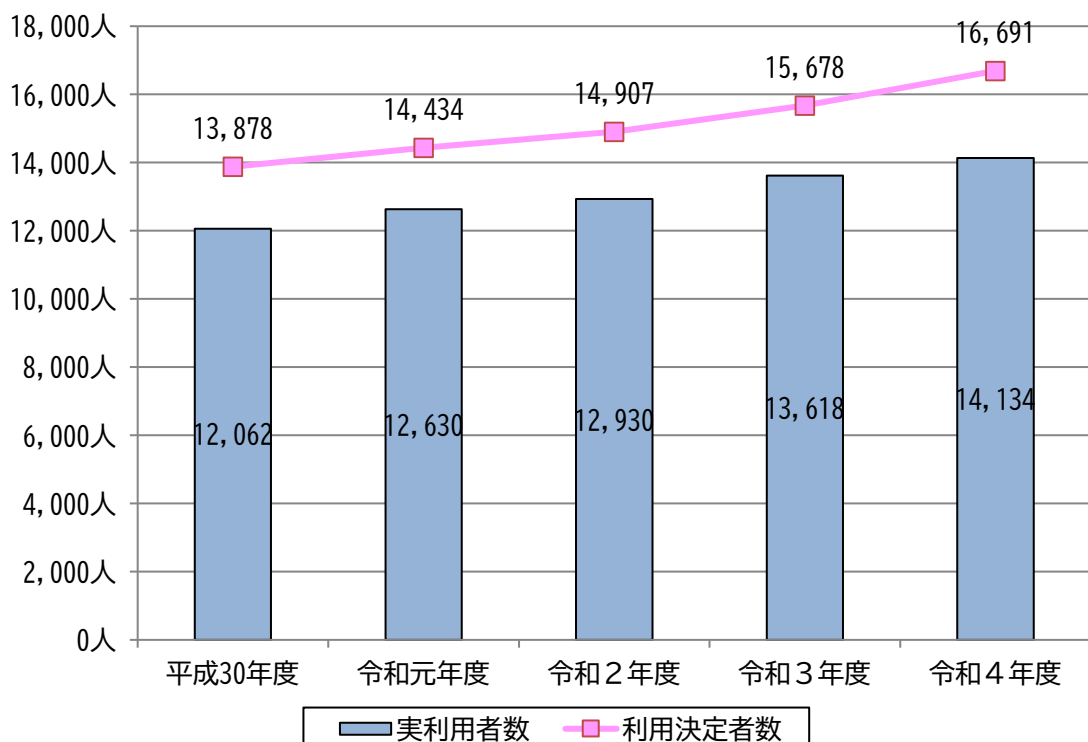
特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移



(6) 障がい福祉サービス利用決定者数・実利用者数の推移

障がい福祉サービス利用決定者数及び実利用者数の推移を見ると、いずれも増加傾向にあり、実利用者数は平成30年度から令和4年度の間で約1.17倍となっています。

障がい福祉サービス利用決定者数及び実利用者数の推移

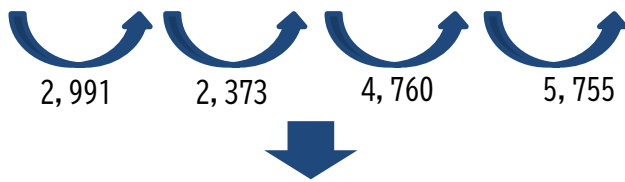
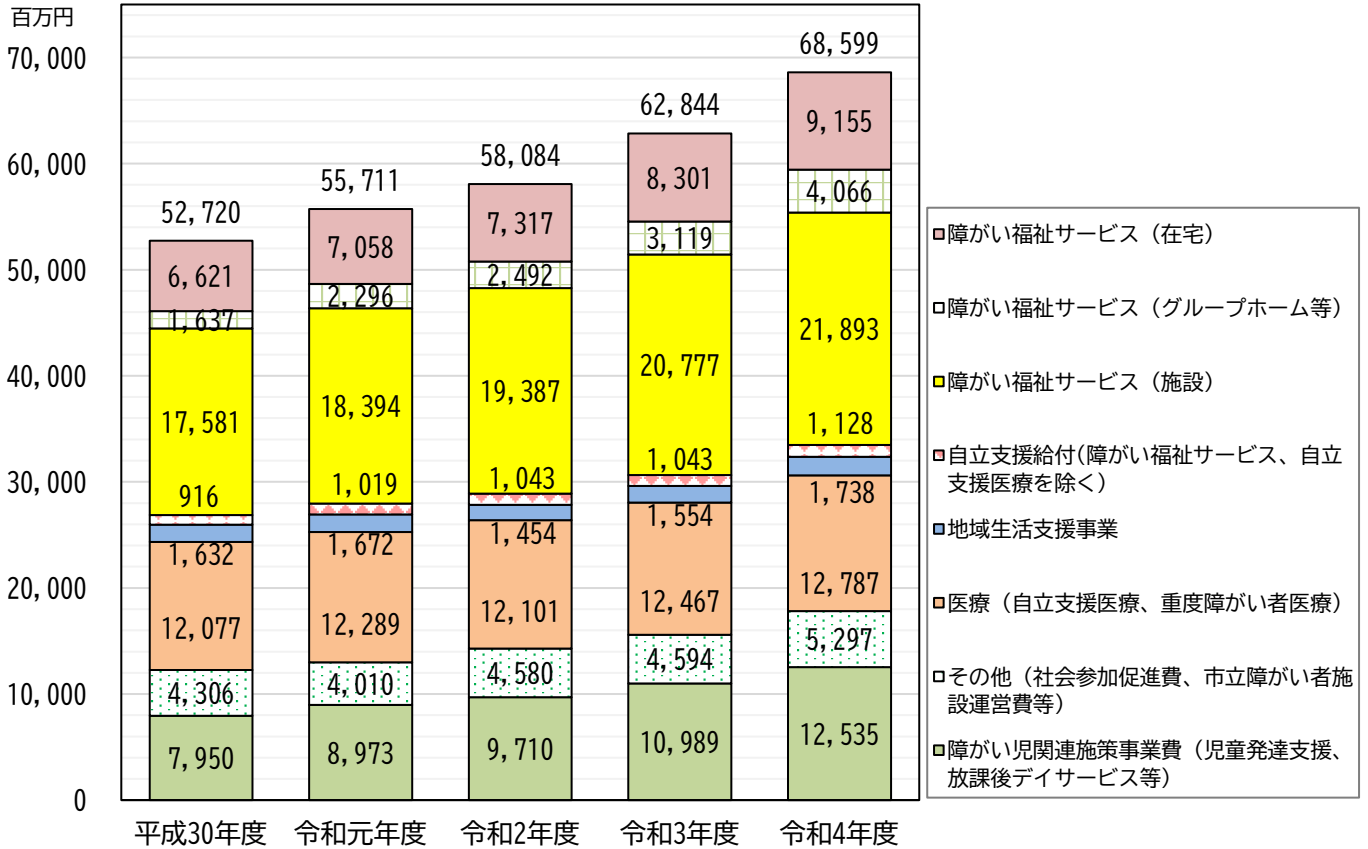


2 障がい保健福祉施策関連事業費の現状

福岡市の障がい保健福祉事業費は、障がい児・者の増加に伴い、サービスの利用が毎年増加しており、平成30年度と令和4年度の事業費を比較すると約158億円増加しています。

その主な原因としては、日中活動系の施設サービス及び、グループホームの利用者数、障がい児通所支援の利用者数の増加などが挙げられます。

事業費（障がい保健福祉費）の推移



事業費の伸びの内訳

単位：百万円

事業名	H30年度	H30→R1年度	R1→R2年度	R2→R3年度	R3→R4年度	計
障がい福祉サービス（在宅）	6,621	437	259	984	854	2,534
障がい福祉サービス（グループホーム等）	1,637	659	196	627	947	2,429
障がい福祉サービス（施設）	17,581	813	993	1,390	1,116	4,312
自立支援給付 (障がい福祉サービス、自立支援医療を除く)	916	103	24	0	85	212
地域生活支援事業	1,632	40	△ 218	100	184	106
医療 (自立支援医療、重度障がい者医療)	12,077	212	△ 188	366	320	710
その他 (社会参加促進費、市立障がい者施設運営費等)	4,306	△ 296	570	14	703	991
障がい児関連施策事業費 (児童発達支援、放課後等デイサービス等)	7,950	1,023	737	1,279	1,546	4,585
合計	52,720	2,991	2,373	4,760	5,755	15,879

第3 障がい福祉サービス等の数値目標及び実績・見込量

1 本項目の内容と目的

本項目では、国が定める基本指針に即して、令和8年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込量を定めて、福岡市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

2 障がい福祉サービス等に関する数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①令和4年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

令和8年度末の目標値	74人
------------	-----

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年で地域生活に移行する者の数を、令和4年度末時点の福岡市の施設入所者（1,233人）の6%以上である74人として設定する。
国指針（目標値策定に当たっての指針）	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
目標達成のための方策	地域生活を希望する障がいのある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、グループホームの設置促進に取り組むとともに、地域移行支援サービス等の利用促進、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携して居宅生活に向けた支援の充実をはかります。

第1期から第6期計画の目標値と実績

	第1期 (平成20年度末)	第2期 (平成23年度末)	第3期 (平成26年度末)	第4期 (平成29年度末)	第5期 (令和2年度末)	第6期 (令和5年度末)
目標値(A)	127人	127人	410人	155人	91人	77人
実績(B)	115人	227人	319人	76人	55人	41人 ※
達成率(B/A)	90.6%	178.7%	77.8%	49.0%	60.4%	53.2% ※

※第6期の実績は令和4年度末

②令和4年度末時点と比較した施設入所者の減少数

令和8年度末の目標値	数値目標は設定しない
------------	------------

目標値策定に当たっての考え方	施設入所者については、地域生活への移行等による退所が見込まれる一方で、家庭の状況や障がいの程度などにより入所に対するニーズが依然高い中、入所者の減少数を目標として設定することは実態にそぐわないため、数値目標は設定しない。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

第1期から第6期計画の目標値と実績

	第1期 (平成20年度末)	第2期 (平成23年度末)	第3期 (平成26年度末)	第4期 (平成29年度末)	第5期 (令和2年度末)	第6期 (令和5年度末)
目標値(A)	63人	63人	136人	52人	設定しない	設定しない
実績(B)	77人	86人	67人	-2人	53人	41人 ※
達成率(B/A)	122.2%	136.5%	49.3%	-3.8%	-	-

※第6期の実績は令和4年度末

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における1年以上長期入院患者数

令和8年度末の目標値	下記の考え方にに基づき設定
------------	---------------

目標値策定に当たっての考え方	国指針に基づき福岡県が設定する障がい福祉計画において、今後示される目標値(令和8年度末)を基に、福岡市の長期入院者割合18.9%(令和4年度6月末における県内の長期入院者のうち、福岡市の長期入院者の割合)を、県の目標値に乗じて算出。 なお、年齢階級別(65歳以上、65歳未満)においても県の目標値を基に算出。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を、年齢階級別(65歳以上、65歳未満)に国が提示する推計式を用いて設定する。
目標達成のための方策	協議の場において、課題等を検討し取り組みを行う。

第5～6期計画の目標値と実績

	第5期 (令和2年度末)	第6期 (令和5年度末)
目標値(A)	1,886人	1,879人
実績(B)	1,992人	1,957人 ※
達成率(A/B)	94.7%	96.0% ※

※第6期の実績は令和4年精神保健福祉資料(630調査)による。

(3) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和8年度末の目標値	1回以上
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、各区に1つ確保している地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証及び検討する会議の開催数として設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
目標達成のための方策	引き続き、各区に地域生活支援拠点等の機能を確保し、その機能の充実のため、福岡市障がい者等地域生活支援協議会の専門部会である地域生活支援拠点等整備検討部会において、運用状況を検証、検討を行う。

第6期計画の目標値と実績

	第6期 (令和5年度末)
目標値(A)	1回/年以上
実績(B)	3回/年 ※
達成率(B/A)	300.0% ※

※第6期の実績は令和4年度末

②強度行動障がい者への支援体制の充実(新規)

令和8年度末の目標値	整備済(継続)
------------	---------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
目標達成のための方策	学識経験者、精神科医、障がい福祉施設などの関係機関や市関係部署で構成する「福岡市強度行動障がい者支援調査研究会」を設置し、支援拠点施設「か〜む」での集中支援事業を中心に関係機関と連携し支援を実施しており、引き続き、研究会において、支援体制の強化について、協議・検討していく。

【参考】

令和4年度末実績	整備済
----------	-----

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和8年度末の目標値	609人
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績（476人）の1.28倍以上である609人を就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数として設定。
国指針（目標値策定に当たっての指針）	就労移行支援事業等（※）の利用を経て令和8年度中に一般就労に移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
目標達成のための方策	障がいのある人が、障がいの状態や就労に関する希望に合わせて事業所を選択し、就労に向けた訓練を受けることができるよう、就労移行支援事業所等を適切に指定・指導するとともに、障がい者就労支援センターを中心に関係機関と連携しながら、就労移行支援事業所等の支援技術の向上を図ります。

※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業

第1期から第6期計画の目標値と実績

	第1期 (平成20年度末)	第2期 (平成23年度末)	第3期 (平成26年度末)	第4期 (平成29年度末)	第5期 (令和2年度末)	第6期 (令和5年度末)
目標値（A）	40人	40人	55人	276人	365人	589人
実績（B）	42人	62人	206人	284人	435人	533人 ※
達成率（B/A）	105.0%	155.0%	374.5%	102.9%	119.2%	90.5% ※

※第6期の実績は令和4年度末

②就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労への移行者数

ア 就労移行支援事業における移行者数

令和8年度末の目標値	465人
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績（355人）の1.31倍以上である465人を就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数として設定。
国指針（目標値策定に当たっての指針）	就労移行支援事業の一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

イ 就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数

令和8年度末の目標値	A型 107人、B型 28人
------------	----------------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、就労継続支援A型事業については令和3年度の移行者数（83人）の1.29倍以上である（107人）、就労継続支援B型事業については令和3年度の移行者数（22人）の1.28倍以上である28人を移行者数として設定。
国指針（目標値策定に当たっての指針）	就労継続支援は、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

第6期計画の目標値と実績

		第6期 (令和5年度末)
就労移行支援事業 移行者数	目標値（A）	450人
	実績（B）	397人 ※
	達成率（B/A）	88.2% ※
A型事業における 移行者数	目標値（A）	113人
	実績（B）	58人 ※
	達成率（B/A）	51.3% ※
B型事業における 移行者数	目標値（A）	26人
	実績（B）	39人 ※
	達成率（B/A）	150.0% ※

※第6期の実績は令和4年度末

③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合（新規）

令和8年度末の目標値	55%
------------	-----

目標値策定に当たっての考え方	令和4年度末実績を据え置く。
国指針（目標値策定に当たっての指針）	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
目標達成のための方策	利用者の希望や適性に応じて、より多くの一般就労及び就労定着（職場定着）に向けた支援の場を提供できるよう新規の事業所の指定を適切に行うとともに、在宅でのサービス提供を含め効果的な支援となるよう事業所に対して引き続き適宜指導や制度の周知を図っていく。

【参考】

令和4年度末実績	55%
----------	-----

④就労定着支援事業の利用者数等

ア 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末の目標値	312人
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、令和3年度の就労定着支援の利用実績（221人）の1.41倍以上である312人とする。
国指針（目標値策定に当たっての指針）	就労定着支援事業の利用者数について、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
目標達成のための方策	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した障がいのある人が、適切な支援を受けることができるよう、就労定着支援事業所の指導に取り組みます。

第6期計画の目標値と実績

	第6期 (令和5年度末)
目標値（A）	413人
実績（B）	235人 ※
達成率（B/A）	56.9% ※

※第6期の実績は令和4年度末

イ 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

令和8年度末の目標値	25.0%
------------	-------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※)が7割以上の事業所を全体の2割5分と設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※)が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
目標達成のための方策	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した障がいのある人が、適切な支援を受けることができるよう、就労定着支援事業所の指導に取り組みます。

※就労定着率：過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42日以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

【参考】

令和4年度末実績	20.7%
----------	-------

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

ア 児童発達支援センターの設置

令和8年度末の目標値	13か所
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針及び過去の整備実績、需要等を踏まえ設定
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
目標達成のための方策	障がい児が必要な支援をうけることができるよう、療育の場の充実に取り組みます。

第4期から第6期計画の目標値と実績

	第4期 (平成29年度末)	第5期 (令和2年度末)	第6期 (令和5年度末)
目標値(A)	—	12か所	13か所
実績(B)	11か所	12か所	13か所 ※
達成率(B/A)	—	100.0%	100.0% ※

※第6期の実績は令和4年度末

イ 児童発達支援事業所(重心事業所等除く)の設置(新規)

令和8年度末の目標値	29か所
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針及び過去の整備実績、需要等を踏まえ設定
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要
目標達成のための方策	障がい児が身近な場所で必要な支援を受けることができるよう、事業所の新規指定など、地域での療育の場の充実に取り組みます。

【参考】

令和4年度末実績	2か所
----------	-----

ウ 保育所等訪問支援を実施できる事業所数

令和8年度末の目標値	28か所
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針及び過去の整備実績を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末までに、全ての市町村において、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
目標達成のための方策	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、事業所の新規指定など、療育の場の充実に取り組みます。

第4期から第6期計画の目標値と実績

	第4期 (平成29年度末)	第5期 (令和2年度末)	第6期 (令和5年度末)
目標値 (A)	—	12か所	18か所
実績 (B)	13か所	20か所	24か所 ※
達成率 (B/A)	—	166.7%	133.3% ※

※第6期の実績は令和4年度末

②重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

ア 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

令和8年度末の目標値	15か所
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針及び過去の整備実績を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
目標達成のための方策	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、事業所の新規指定など、療育の場の充実に取り組みます。

第4期から第6期計画の目標値と実績

	第4期 (平成29年度末)	第5期 (令和2年度末)	第6期 (令和5年度末)
目標値 (A)	—	2か所	7か所
実績 (B)	2か所	8か所	12か所 ※
達成率 (B/A)	—	400.0%	171.4% ※

※第6期の実績は令和4年度末

イ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数

令和8年度末の目標値	23か所
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針及び過去の整備実績を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
目標達成のための方策	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、事業所の新規指定など、療育の場の充実に取り組みます。

第4期から第6期計画の目標値と実績

	第4期 (平成29年度末)	第5期 (令和2年度末)	第6期 (令和5年度末)
目標値 (A)	—	6か所	14か所
実績 (B)	5か所	14か所	20か所 ※
達成率 (B/A)	—	233.3%	142.9% ※

※第6期の実績は令和4年度末

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和8年度末の目標値	設置 (継続)
------------	---------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
目標達成のための方策	保健・医療・障がい福祉、保育、教育の各分野の関係機関及び関係部署から構成する「福岡市医療的ケア児関係機関連絡会議」を設置しており、引き続き各分野の関係機関等の情報交換等を実施していきます。

第5期から第6期計画の目標値と実績

	第5期 (令和2年度末)	第6期 (令和5年度末)
目標値 (A)	設置	設置
実績 (B)	設置	設置 ※
達成率 (B/A)	100.0%	100.0% ※

※第6期の実績は令和4年度末

④医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

令和8年度末の目標値	1人
------------	----

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
目標達成のための方策	研修の実施等により、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するほか、研修修了者のスキルアップに取り組みます。

第6期計画の目標値と実績

	第6期 (令和5年度末)
目標値(A)	1人
実績(B)	1人 ※
達成率(B/A)	100.0% ※

※第6期の実績は令和4年度末

⑤障がい児入所施設からの円滑な移行調整（新規）

令和8年度末の目標値	設置（継続）
------------	--------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末までに、各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。
目標達成のための方策	障がい児入所施設に入所している障がい児が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、引き続き、関係機関と協議していきます。

【参考】

令和4年度末実績値	移行調整に係る協議の場は設置済
-----------	-----------------

(6)相談支援体制の充実・強化等

①地域の相談支援体制の強化

令和8年度末の目標値	750件
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、区障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取り組みを行った件数として設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
目標達成のための方策	福岡市障がい者等地域生活支援協議会において、相談支援体制の充実・強化について協議し、区障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取り組みをより行えるよう検討する。

第6期計画の目標値と実績

	第6期 (令和5年度末)
目標値(A)	800件
実績(B)	704件 ※
達成率(B/A)	88.0% ※

※第6期の実績は令和4年度末

②個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善(新規)

令和8年度末の目標値	整備済(継続)
------------	---------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ設定。
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
目標達成のための方策	福岡市障がい者等地域生活支援協議会の部会として各区に設置している区部会において、個別事例の検討を通して、地域課題を整理し、市協議会において課題の解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善の取組を協議する。

【参考】

令和4年度末実績値	整備済
-----------	-----

(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和8年度末の目標値	参加する
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ設定
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用する体制を構築することを基本とする。
目標達成のための方策	県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修に参加します。

②障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有

令和8年度末の目標値	共有する
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ設定
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とする。
目標達成のための方策	障害者自立支援給付費の審査支払について、事業所や関係自治体等と共有する体制を継続します。

③指導監査結果の関係市町村との共有

令和8年度末の目標値	共有する
------------	------

目標値策定に当たっての考え方	国指針を踏まえ設定
国指針 (目標値策定に当たっての指針)	都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。
目標達成のための方策	指導監査の結果について、県と政令指定都市、中核市とで共有する体制を継続します。

3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの実績及び見込量

(1)訪問系サービス

○第5期及び第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	見込量(A) 時間/月	74,513	77,419	80,438	83,556	86,898	90,374
	実績(B) 時間/月	74,231	77,324	81,300	80,725	86,506	
	B/A (%)	99.6%	99.9%	101.1%	96.6%	99.5%	
	見込量(C) 人	3,036	3,155	3,278	3,482	3,621	3,766
	実績(D) 人	3,108	3,192	3,268	3,330	3,545	
	D/C (%)	102.4%	101.2%	99.7%	95.6%	97.9%	
重度訪問介護	見込量(A) 時間/月	26,483	26,695	26,909	28,428	28,997	29,577
	実績(B) 時間/月	27,152	27,324	28,124	34,516	39,468	
	B/A (%)	102.5%	102.4%	104.5%	121.4%	136.1%	
	見込量(C) 人	62	62	63	67	69	70
	実績(D) 人	63	66	72	81	87	
	D/C (%)	101.6%	106.5%	114.3%	120.9%	126.1%	
同行援護	見込量(A) 時間/月	14,606	14,606	14,606	13,939	13,939	13,939
	実績(B) 時間/月	14,256	13,939	11,716	10,878	11,296	
	B/A (%)	97.6%	95.4%	80.2%	78.0%	81.0%	
	見込量(C) 人	530	530	530	568	568	568
	実績(D) 人	557	568	514	518	523	
	D/C (%)	105.1%	107.2%	97.0%	91.2%	92.1%	
行動援護	見込量(A) 時間/月	1,078	1,098	1,119	974	974	974
	実績(B) 時間/月	1,249	974	788	713	975	
	B/A (%)	115.9%	88.7%	70.4%	73.2%	100.1%	
	見込量(C) 人	93	95	97	93	93	93
	実績(D) 人	99	93	74	71	85	
	D/C (%)	106.5%	97.9%	76.3%	76.3%	91.4%	
重度障がい者等 包括支援	見込量(A) 人日	180	180	180	180	180	180
	実績(B) 人日	142	141	143	145	143	
	B/A (%)	78.9%	78.3%	79.4%	80.6%	79.4%	
	見込量(C) 人	6	6	6	6	6	6
	実績(D) 人	5	5	5	5	5	
	D/C (%)	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%	

※ 時間/月：1月当たりの利用時間数

※ 人：1月当たりの実利用人数

※ 人日：月間の利用人数(実人数)×1人1月あたりの平均利用日数

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<p>近年の実績等を考慮し見込んでいます。 なお、重度障がい者等包括支援については、定員枠で見込んでいます。</p>		<p>障がいのある人とその家族が安心して暮らせるように福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に取り組みます。</p>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	93,565	97,308	101,200
	人	3,834	3,987	4,146
重度訪問介護	時間/月	50,397	56,949	64,352
	人	105	116	128
同行援護	時間/月	12,171	12,633	13,113
	人	544	555	566
行動援護	時間/月	1,180	1,298	1,428
	人	88	90	92
重度障がい者等 包括支援	人日	180	180	180
	人	6	6	6

(2)日中活動系サービス

○第5期及び第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	見込量(A)人日	53,492	55,637	57,869	54,114	55,359	56,632
	実績(B)人日	49,429	51,708	51,171	51,309	54,339	
	B/A(%)	92.4%	92.9%	88.4%	94.8%	98.2%	
	見込量(C)人	3,092	3,216	3,345	3,187	3,260	3,335
	実績(D)人	2,954	3,045	3,025	3,086	3,246	
	D/C(%)	95.5%	94.7%	90.4%	96.8%	99.6%	
自立訓練 (機能訓練)	見込量(A)人日	784	896	1,008	415	371	332
	実績(B)人日	652	541	370	330	578	
	B/A(%)	83.2%	60.4%	36.7%	79.5%	155.8%	
	見込量(C)人	70	80	90	37	33	29
	実績(D)人	61	46	34	34	55	
	D/C(%)	87.1%	57.5%	37.8%	91.9%	166.7%	
自立訓練 (生活訓練)	見込量(A)人日	4,062	4,439	4,862	3,686	3,885	4,094
	実績(B)人日	3,074	3,293	3,878	4,313	4,745	
	B/A(%)	75.7%	74.2%	79.8%	117.0%	122.1%	
	見込量(C)人	269	294	322	258	272	286
	実績(D)人	213	232	276	331	364	
	D/C(%)	79.2%	78.9%	85.7%	128.3%	133.8%	
精神障がい者の 自立訓練 (生活訓練)	見込量(A)人日						
	実績(B)人日				2,665	2,824	
	B/A(%)						
	見込量(C)人						
	実績(D)人				218	231	
	D/C(%)						
就労移行支援	見込量(A)人日	12,716	13,294	13,872	13,749	14,189	14,643
	実績(B)人日	13,078	12,911	12,788	12,667	14,869	
	B/A(%)	102.8%	97.1%	92.2%	92.1%	104.8%	
	見込量(C)人	748	782	816	843	870	898
	実績(D)人	800	792	763	787	792	
	D/C(%)	107.0%	101.3%	93.5%	93.4%	91.0%	
就労継続支援 (A型)	見込量(A)人日	19,044	19,044	19,044	22,772	23,455	24,158
	実績(B)人日	20,963	21,642	23,458	24,562	26,118	
	B/A(%)	110.1%	113.6%	123.2%	107.9%	111.4%	
	見込量(C)人	1,035	1,035	1,035	1,224	1,261	1,299
	実績(D)人	1,144	1,154	1,275	1,349	1,440	
	D/C(%)	110.5%	111.5%	123.2%	110.2%	114.2%	
就労継続支援 (B型)	見込量(A)人日	33,161	35,316	37,616	40,344	43,491	46,883
	実績(B)人日	32,364	34,717	37,856	42,682	49,171	
	B/A(%)	97.6%	98.3%	100.6%	105.8%	113.1%	
	見込量(C)人	2,047	2,180	2,322	2,623	2,828	3,049
	実績(D)人	2,073	2,257	2,420	2,753	3,090	
	D/C(%)	101.3%	103.5%	104.2%	105.0%	109.3%	
就労定着支援	見込量(A)人	—	—	—	286	350	413
	実績(B)人	97	159	192	221	235	
	B/A(%)	—	—	—	77.3%	67.1%	
療養介護	見込量(A)人	220	230	240	234	238	243
	実績(B)人	226	224	226	221	223	
	B/A(%)	102.7%	97.4%	94.2%	94.4%	93.7%	
短期入所 (福祉型)	見込量(A)人日	3,532	3,642	3,749	5,449	5,858	6,297
	実績(B)人日	4,641	4,696	4,321	4,023	5,419	
	B/A(%)	131.4%	128.9%	115.3%	73.8%	92.5%	
	見込量(C)人	865	892	918	940	1,010	1,086
	実績(D)人	756	813	627	614	826	
	D/C(%)	87.4%	91.1%	68.3%	65.3%	81.8%	
短期入所 (医療型)	見込量(A)人日	613	633	650	1,022	1,155	1,306
	実績(B)人日	727	806	545	586	625	
	B/A(%)	118.6%	127.3%	83.8%	57.3%	54.1%	
	見込量(C)人	147	152	156	200	227	256
	実績(D)人	139	157	122	128	120	
	D/C(%)	94.6%	103.3%	78.2%	64.0%	52.9%	

※ 人：1月当たりの実利用人数

※ 人日：月間の利用人数(実人数)×1人1月あたりの平均利用日数

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策			
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		障がいのある人が、障がいの状態や希望に合わせてサービスを選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の整備に取り組みます。 短期入所事業については、介護者のレスパイト等のためニーズが高く、引き続き、事業所拡充に取り組みます。			
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	人日	58,322	60,422	62,597	
	人	3,484	3,609	3,739	
自立訓練 (機能訓練)	人日	461	412	368	
	人	44	39	35	
自立訓練 (生活訓練)	人日	6,274	7,215	8,297	
	人	481	554	637	
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)	人日	4,260	4,899	5,634	
	人	327	376	433	
就労選択支援	人	0	360	396	
就労移行支援	人日	15,438	15,731	16,029	
	人	822	838	854	
就労継続支援 (A型)	人日	29,512	31,371	33,347	
	人	1,627	1,730	1,839	
就労継続支援 (B型)	人日	57,247	61,770	66,650	
	人	3,597	3,881	4,188	
就労定着支援	人	261	262	264	
療養介護	人	220	219	218	
短期入所 (福祉型)	人日	6,261	6,730	7,234	
	人	955	1,027	1,105	
短期入所 (医療型)	人日	663	683	703	
	人	128	132	136	

(3)居住系サービス

○第5期及び第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	見込量(A)人	—	—	—	14	18	22
	実績(B)人	2	6	8	12	21	
	B/A(%)	—	—	—	85.7%	116.7%	
精神障がい者の自立生活援助	見込量(A)人	—	—	—	9	12	15
	実績(B)人	2	4	7	8	8	
	B/A(%)	—	—	—	88.9%	66.7%	
共同生活援助(グループホーム)	見込量(A)人	1,000	1,100	1,200	1,360	1,472	1,584
	実績(B)人	1,024	1,136	1,331	1,547	1,915	
	B/A(%)	102.4%	103.3%	110.9%	113.8%	130.1%	
精神障がい者の共同生活援助(グループホーム)	見込量(A)人	—	—	—	304	329	354
	実績(B)人	366	404	529	645	843	
	B/A(%)	—	—	—	212.2%	256.2%	
施設入所支援	見込量(A)人	1,299	1,299	1,299	1,258	1,250	1,243
	実績(B)人	1,276	1,274	1,247	1,248	1,233	
	B/A(%)	98.2%	98.1%	96.0%	99.2%	98.6%	

※ 人 : 1月当たりの実利用人数

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		障がいのある人の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、グループホームに関しては、民間賃貸物件の情報提供などにより、障がいのある人の住まいの確保に取り組みます。 また、自立生活援助については、制度の浸透を図り、事業所拡充に取り組みます。		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	29	34	41
精神障がい者の自立生活援助	人	20	23	28
共同生活援助(グループホーム)	人	2,435	2,695	2,955
精神障がい者の共同生活援助(グループホーム)	人	1,015	1,124	1,232
施設入所支援	人	1,221	1,215	1,209

(4)相談支援

○第5期及び第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	見込量(A)人/年	13,893	14,315	14,736	16,046	16,848	17,690
	実績(B)人/年	14,020	14,554	15,012	15,664	16,691	
	B/A(%)	100.9%	101.7%	101.9%	97.6%	99.1%	
地域移行支援	見込量(A)人/年	10	11	11	29	38	49
	実績(B)人/年	10	17	17	10	19	
	B/A(%)	100.0%	154.5%	154.5%	34.5%	50.0%	
精神障がい者の地域移行支援	見込量(A)人/年	—	—	—	25	33	42
	実績(B)人/年	9	15	11	10	16	
	B/A(%)	—	—	—	40.0%	48.5%	
精神障がい者の地域移行支援(長期入院患者)	見込量(A)人/年	—	—	—	15	19	25
	実績(B)人/年	5	9	6	6	9	
	B/A(%)	—	—	—	40.0%	47.4%	
地域定着支援	見込量(A)人/年	16	16	17	76	91	109
	実績(B)人/年	44	53	68	65	56	
	B/A(%)	275.0%	331.3%	400.0%	85.5%	61.5%	
精神障がい者の地域定着支援	見込量(A)人/年	—	—	—	44	52	63
	実績(B)人/年	20	31	28	32	34	
	B/A(%)	—	—	—	72.7%	65.4%	

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策			
<p>計画相談支援については、国の考え方を踏まえ、障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者すべてを対象として見込んでいます。 地域移行支援及び地域定着支援については、支援実績や障がい福祉サービスの伸び率を踏まえて見込んでいます。</p>		<p>サービス等利用計画の作成を一層促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります。</p>			
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
計画相談支援	人/年 障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用を希望する人に対し、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス実施後は定期的にモニタリングを行うものです。	18,560	19,571	20,638	
地域移行支援	人/年	20	21	22	
精神障がい者の地域移行支援	人/年 施設や精神科病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。	17	18	19	
精神障がい者の地域移行支援(長期入院患者)	人/年	10	11	11	
地域定着支援	人/年	63	63	63	
精神障がい者の地域定着支援	人/年 施設・精神科病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行うものです。	37	37	37	

(5)障がい児通所支援

○第5期及び第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	見込量(A)人日	9,219	9,208	9,132	9,856	10,397	10,968
	実績(B)人日	8,100	8,857	10,510	10,539	12,371	
	B/A(%)	87.9%	96.2%	115.1%	106.9%	119.0%	
	見込量(A)人	852	851	844	1,266	1,385	1,516
	実績(B)人	931	1,057	1,162	1,289	1,490	
	B/A(%)	109.3%	124.2%	137.7%	101.8%	107.6%	
医療型児童発達支援	見込量(A)人日	650	650	642	470	470	470
	実績(B)人日	446	507	476	426	363	
	B/A(%)	68.6%	78.0%	74.1%	90.6%	77.2%	
	見込量(A)人	90	90	89	69	69	69
	実績(B)人	64	69	56	59	57	
	B/A(%)	71.1%	76.7%	62.9%	85.5%	82.6%	
放課後等デイサービス	見込量(A)人日	39,300	46,537	54,153	54,338	60,033	65,729
	実績(B)人日	37,251	41,764	50,377	53,604	65,200	
	B/A(%)	94.8%	89.7%	93.0%	98.6%	108.6%	
	見込量(A)人	2,441	2,855	3,302	3,543	3,912	4,282
	実績(B)人	2,434	2,685	3,168	3,610	4,250	
	B/A(%)	99.7%	94.0%	95.9%	101.9%	108.6%	
保育所等訪問支援	見込量(A)人日	40	40	40	40	40	40
	実績(B)人日	28	15	87	97	235	
	B/A(%)	70.0%	37.5%	217.5%	242.5%	587.5%	
	見込量(A)人	20	20	20	20	20	20
	実績(B)人	21	7	37	50	152	
	B/A(%)	105.0%	35.0%	185.0%	250.0%	760.0%	
居宅訪問型児童発達支援	見込量(A)人日	40	40	40	40	40	40
	実績(B)人日	4	8	16	5	12	
	B/A(%)	10.0%	20.0%	40.0%	12.5%	30.0%	
	見込量(A)人	40	40	40	40	40	40
	実績(B)人	4	7	8	3	3	
	B/A(%)	10.0%	17.5%	20.0%	8.3%	7.5%	

※ 人 : 1月当たりの実利用人数

※ 人日: 月間の利用人数(実人数) × 1人1月あたりの平均利用日数

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		障がい児が必要な支援を受けることができるよう、事業所の新規指定や訪問回数の増加など、療育の場の充実に取り組みます。		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	15,624	16,650	17,761
	人	2,621	2,878	3,169
放課後等デイサービス	人日	84,763	96,646	110,195
	人	5,703	6,606	7,652
保育所等訪問支援	人日	1,246	2,735	6,006
	人	733	1,609	3,533
居宅訪問型児童発達支援	人日	11	11	11
	人	5	5	5

(6)障がい児入所支援

○第5期及び第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障がい児入所施設	見込量(A)人	24	24	24	44	44	44
	実績(B)人	16	9	9	26	21	
	実績人(措置)	28	26	24			
	B/A(%)	66.7%	37.5%	37.5%	59.1%	47.7%	0.0%
医療型障がい児入所施設	見込量(A)人	23	23	23	31	31	31
	実績(B)人	23	22	26	38	41	
	実績人(措置)	11	9	10			
	B/A(%)	100.0%	95.7%	113.0%	122.6%	132.3%	0.0%

※ 人：1月当たりの実利用人数

※ 第6期以降は措置児童を含む

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策			
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		障がい児が必要な支援を受けることができるよう、適切に対応します。			
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
福祉型障がい児入所施設	人	障がい児入所施設に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うものです。	27	27	27
医療型障がい児入所施設	人	障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものです。	38	38	38

(7)障がい児相談支援

○第5期及び第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	見込量(A)人/月	321	360	403			
	実績(B)人/月	469	621	752			
	B/A(%)	146.1%	172.5%	186.6%			
	見込量(A)人/年	—	—	—	4,816	5,261	5,706
	実績(B)人/年	3,481	3,759	4,254	4,886	5,550	
	B/A(%)	—	—	—	101.5%	105.5%	

※ 第6期以降は、年間で見込量及び実績を算出

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策			
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		障がい児相談支援事業所の指定と相談支援専門員の資質向上に取り組みます。			
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障がい児相談支援	人/年	障がい児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画を作成するものです	6,338	7,238	8,266

(8) 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置人数

○第5期及び第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児支援調整コーディネーター	見込量 (A) 人	1	1	1	1	1	1
	実績 (B) 人	1	1	1	1	1	1
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
国の指針に基づき、継続して配置します。		研修の実施等により、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するほか、研修修了者のスキルアップに取り組みます。		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児支援調整コーディネーター	人 医療的ケア児に対する各種支援の調整を行うほか、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成します。	1	1	1

(9) 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数

○第5期及び第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援事業における移行者数	見込量 (A) 人/年	—	—	—	398	424	450
	実績 (B) 人/年	255	346	350	355	397	450
	B/A (%)	—	—	—	89.2%	93.6%	100.0%
就労継続支援A型事業における移行者数	見込量 (A) 人/年	—	—	—	101	107	113
	実績 (B) 人/年	47	89	48	83	58	113
	B/A (%)	—	—	—	82.2%	54.2%	100.0%
就労継続支援B型事業における移行者数	見込量 (A) 人/年	—	—	—	23	24	26
	実績 (B) 人/年	18	21	18	22	39	26
	B/A (%)	—	—	—	95.7%	162.5%	100.0%

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
国の指針を踏まえ、見込んでいます。		適正な事業所運営が行われるよう適宜指導等に取り組みます。		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援事業における移行者数	人/年 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うものです。	436	456	476
就労継続支援A型事業における移行者数	人/年 一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。原則として事業所と雇用契約を結んで利用となります。	82	94	107
就労継続支援B型事業における移行者数	人/年 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。B型は、A型での雇用が困難な人が対象となります。	28	28	28

(10)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

○第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加者数	見込量(A)人	4	4	4
	実績(B)人	6	2	
	B/A(%)	150.0%	50.0%	
障害者自立支援給付審査支払等システムによる審査結果の共有	見込量(A)回	2	2	2
	実績(B)回	2	2	
	B/A(%)	100.0%	100.0%	
指導監査結果の関係市町村との共有	見込量(A)回	1	1	1
	実績(B)回	1	1	
	B/A(%)	100.0%	100.0%	

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策			
国指針を踏まえ、見込んでいます。		多様化する障がい福祉の中で、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供できるよう、障がい福祉サービスの質の向上に取り組みます。			
事業名	事業の概要	第7期見込量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加者数	人	障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行うため、福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修を活用します。	6	6	6
障害者自立支援給付審査支払等システムによる審査結果の共有	回	障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有します。	2	2	2
指導監査結果の関係市町村との共有	回	指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有します。	1	1	1

4 地域生活支援事業に関する種類ごとの実績及び見込量

(1) 必須事業

① 相談支援事業

○ 第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心身障がい福祉センター	見込量 (A) か所	1	1	1	1	1	1
	実績 (B) か所	1	1	1	1	1	1
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	見込量 (A) 人				-	-	-
	実績 (B) 人				1,520	1,561	
	B/A (%)				-	-	
療育センター	見込量 (A) か所	2	2	2	2	2	2
	実績 (B) か所	2	2	2	2	2	2
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	見込量 (A) 人				-	-	-
	実績 (B) 人				1,549	1,425	
	B/A (%)				-	-	
市障がい者基幹相談支援センター	見込量 (A) か所	1	1	1	1	1	1
	実績 (B) か所	1	1	1	1	1	1
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	見込量 (A) 人				-	-	-
	実績 (B) 人				105	112	
	B/A (%)				-	-	
区障がい者基幹相談支援センター	見込量 (A) か所	14	14	14	14	14	14
	実績 (B) か所	14	14	14	14	14	14
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	見込量 (A) 人				-	-	-
	実績 (B) 人				3,929	4,111	
	B/A (%)				-	-	
障がい者相談支援事業小計	見込量 (A) か所	18	18	18	18	18	18
	実績 (B) か所	18	18	18	18	18	18
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
地域自立支援協議会	見込量 (A) か所	1	1	1	1	1	1
	実績 (B) か所	1	1	1	1	1	1
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
障がい児等療育支援事業	見込量 (A) か所	3	3	3	3	3	3
	実績 (B) か所	3	3	3	3	3	3
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	見込量 (A) か所	16	16	16	16	16	16
	実績 (B) か所	16	16	16	16	16	16
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
住宅入居等支援事業	見込量 (A) 人	4	4	4	2	2	2
	実績 (B) 人	2	2	1	0	1	
	B/A (%)	50.0%	50.0%	25.0%	0.0%	50.0%	
成年後見制度利用支援事業	見込量 (A) 人	5	5	5	8	8	8
	実績 (B) 人	8	7	7	6	32	
	B/A (%)	160.0%	140.0%	140.0%	75.0%	400.0%	
成年後見制度法人後見支援事業	見込量 (A) 回				-	-	-
	実績 (B) 回				-	-	
	B/A (%)				-	-	

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策				
相談支援機関については、国の法整備の動向を踏まえ、充実強化していきます。		<p>3障がいに対応できる相談支援体制づくりや、サービス等利用計画の普及に伴う相談支援専門員の資質の向上を図るとともに、体制の充実に取り組みます。</p> <p>障がい者等の生活課題の解決に向け、障がい者等地域生活支援協議会の協議を充実し、障がい者等が継続して地域で生活できるよう総合的な支援体制の充実を図ります。</p> <p>地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターと連携し、障がい者虐待の防止を推進していきます。</p> <p>なお、療育センター等の新規受診児数の増加等に対応するため、令和7年度に南部療育センター（仮称）の整備を行います。</p>				
事業名		事業の概要	第7期見込量			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
心身障がい福祉センター	か所	障がい児・者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助を行います。また、障がい児通園施設の機能を活用し、施設利用の援助を行う等、障がい児の相談支援を充実強化していきます。心身障がい者福祉センター及び療育センターは障がい児、区障がい者基幹相談支援センターは年齢以上の障がい児・者を支援しています。市障がい者基幹相談支援センターは相談支援体制の充実強化と区障がい者基幹相談支援センターの支援及び人材育成を行います。	1	1	1	
	人		1,432	1,432	1,432	
療育センター	か所		2	3	3	
	人		1,380	1,380	1,380	
市障がい者基幹相談支援センター	か所		1	1	1	
	人		123	123	123	
区障がい者基幹相談支援センター	か所		14	14	14	
	人		3,787	3,787	3,787	
障がい者相談支援事業小計	か所		18	19	19	
	人		6,722	6,722	6,722	
地域自立支援協議会	か所		障がい児・者の福祉、医療、教育、雇用等の関係機関等で構成される障がい者等地域生活支援協議会を設置し、障がい者等の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関等の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を行うとともに、市が策定する障がい福祉計画案に対して意見を進言します。	1	1	1
障がい児等療育支援事業	か所		在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）及び身体障がい児の地域における生活を支えるため、訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談、指導等を行います。	3	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所		一般的な相談支援事業に加え、特に必要な能力を有する専門職員を基幹相談支援センター等に配置し、相談支援機能の一層の強化を図ります。	16	16	16
住宅入居等支援事業	人		賃貸住宅への入居に当たって、必要な入居支援や居住支援について関係機関によるサポート体制の調整等を行います。	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人	成年後見制度の市長申立てに要する経費、市長申立後の後見人等の報酬及び本人・親族申立てによる後見人等の報酬の全部または一部を助成します。	61	67	73	
成年後見制度法人後見支援事業	回	成年後見制度における法人後見の体制整備及び活動を支援するための研修等を行うことを検討します。	-	-	-	

②コミュニケーション支援事業

○第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	見込量(A)人	2,796	2,810	2,824	2,103	2,103	2,103
	実績(B)人	2,649	2,214	1,984	2,278	2,456	
	B/A(%)	94.7%	78.8%	70.3%	108.3%	116.8%	
	見込量(A)件	2,533	2,536	2,539	2,136	2,136	2,136
	実績(B)件	2,500	2,088	1,950	2,230	2,557	
	B/A(%)	98.7%	82.3%	76.8%	104.4%	119.7%	
要約筆記者派遣事業	見込量(A)件	250	250	250	228	228	228
	実績(B)件	237	228	169	159	227	
	B/A(%)	94.8%	91.2%	67.6%	69.7%	99.6%	
盲ろう者通訳・介助員派遣事業	見込量(A)件	218	218	218	257	257	257
	実績(B)件	213	257	180	174	274	
	B/A(%)	97.7%	117.9%	82.6%	67.7%	106.6%	
手話通訳者設置事業	見込量(A)人	8	8	8	8	8	8
	実績(B)人	8	8	8	8	6	
	B/A(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	75.0%	
重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業	見込量(A)人	7	8	9	26	26	26
	実績(B)人	27	26	5	2	0	
	B/A(%)	385.7%	325.0%	55.6%	7.7%	0.0%	

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成・派遣事業を継続します。重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業については、適正な事業実施を行います。		
事業名	事業の概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	人	2,456	2,456	2,456
	件	2,557	2,557	2,557
要約筆記者派遣事業	件	227	227	227
盲ろう者通訳・介助員派遣事業	件	274	274	274
手話通訳者設置事業	人	8	8	8
重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業	人	24	24	24

③日常生活用具給付事業

○第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練 支援用具	見込量(A)件	116	116	116	126	126	126
	実績(B)件	116	133	119	121	123	
	B/A(%)	100.0%	114.7%	102.6%	96.0%	97.6%	
自立生活 支援用具	見込量(A)件	321	321	321	331	331	331
	実績(B)件	340	305	251	326	248	
	B/A(%)	105.9%	95.0%	78.2%	98.5%	74.9%	
在宅療養等 支援用具	見込量(A)件	313	313	313	311	311	311
	実績(B)件	289	320	296	308	257	
	B/A(%)	92.3%	102.2%	94.6%	99.0%	82.6%	
情報・意思疎通 支援用具	見込量(A)件	449	449	449	593	593	593
	実績(B)件	466	593	460	290	331	
	B/A(%)	103.8%	132.1%	102.4%	48.9%	55.8%	
排せつ管理 支援用具	見込量(A)件	25,172	25,952	26,757	26,933	26,933	26,933
	実績(B)件	27,479	27,480	23,971	25,931	26,356	
	B/A(%)	109.2%	105.9%	89.6%	96.3%	97.9%	
居宅生活動作 補助用具	見込量(A)件	63	63	63	52	52	52
	実績(B)件	49	51	28	46	56	
	B/A(%)	77.8%	81.0%	44.4%	88.5%	107.7%	

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策			
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		日常生活用具の提供者は100社以上あり、今後の見込み量に対応可能であると考えております。			
事業名	事業の概要	第7期見込量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護・訓練 支援用具	件	121	121	121	
自立生活 支援用具	件	275	275	275	
在宅療養等 支援用具	件	287	287	287	
情報・意思疎通 支援用具	件	360	360	360	
排せつ管理 支援用具*	件	25,419	25,419	25,419	
居宅生活動作 補助用具	件	43	43	43	

* 排せつ管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、1人1か月分の給付を1件とし、年間の累計を計上している。

④移動支援事業

○第5期及び第6期計画の実績

項目	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	見込量(A)人/月	1,309	1,371	1,433	2,198	2,325	2,455
	実績(B)人/月	1,130	1,138	918	920	1,188	
	B/A(%)	86.3%	83.0%	64.1%	41.9%	51.1%	
利用時間数	見込量(A)時間/月	18,448	18,909	19,382	17,805	18,117	18,433
	実績(B)時間/月	15,185	15,294	10,714	10,465	13,825	
	B/A(%)	82.3%	80.9%	55.3%	58.8%	76.3%	

※ 人/月 : 1月当たりの実利用人数

※ 時間/月 : 1月当たりの利用時間数

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		国の制度の動向に留意しながら、適正な事業実施を行います。		
項目	事業の概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	人/月	1,411	1,538	1,676
利用時間数	時間/月	14,667	15,107	15,560

⑤地域活動支援センター機能強化事業

○第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型	見込量(A)か所	7	7	7	7	7	7
	実績(B)か所	7	7	7	7	7	
	B/A(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	見込量(A)人	171	171	171	165	165	165
	実績(B)人	169	148	92	96	120	
	B/A(%)	98.8%	86.5%	53.8%	58.2%	72.7%	
II型・III型・IV型	見込量(A)か所	14	13	13	13	13	13
	実績(B)か所	14	14	13	12	12	
	B/A(%)	100.0%	107.7%	100.0%	92.3%	92.3%	
	見込量(A)人	182	159	159	190	190	190
	実績(B)人	198	179	168	167	167	
	B/A(%)	108.8%	112.6%	105.7%	87.9%	87.9%	

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		国の制度の動向に留意しながら、必要に応じ障がい福祉サービスへの移行を支援していきます。		
事業名	事業の概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
I型	か所	7	7	7
	人	103	103	103
II型・III型・IV型	か所	12	12	12
	人	167	167	167

⑥発達障がい者支援センター運営事業

○第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障がい者支援地域協議会の開催	見込量 (A) 回	1	1	1	2	2	2
	実績 (B) 回	1	1	1	1	1	1
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%
設置数	見込量 (A) か所	1	1	1	1	1	1
	実績 (B) か所	1	1	1	1	1	1
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
相談支援人数 ※1	見込量 (A) 人	1,414	1,414	1,414			
	実績 (B) 人	1,404	1,331	1,087			
	B/A (%)	99.3%	94.1%	76.9%			
相談支援件数	見込量 (A) 件	—	—	—	3,080	3,027	2,974
	実績 (B) 件	3,224	3,186	3,168	3,319	3,258	3,258
	B/A (%)	—	—	—	107.8%	107.6%	109.6%
関係機関連携・支援 ※2	見込量 (A) 件	1,611	1,797	1,983			
	実績 (B) 件	1,499	1,452	1,704			
	B/A (%)	93.0%	80.8%	85.9%			
関係機関への助言	見込量 (A) 件	—	—	—	1,594	1,665	1,734
	実績 (B) 件	1,499	1,452	1,704	1,394	1,377	1,377
	B/A (%)	—	—	—	87.5%	82.7%	79.2%
普及啓発・研修	見込量 (A) 件	179	179	179	169	169	169
	実績 (B) 件	243	130	77	70	80	80
	B/A (%)	135.8%	72.6%	43.0%	41.4%	47.3%	47.5%
ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の支援プログラム	見込量 (A) 人	—	—	—	320	320	320
	実績 (B) 人	243	334	84	259	279	279
	B/A (%)	—	—	—	80.9%	87.2%	87.2%
ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の支援プログラム実施者数	見込量 (A) 人	—	—	—	—	—	—
	実績 (B) 人	—	—	—	3	3	3
	B/A (%)	—	—	—	—	—	—
ペアレント・メンター	見込量 (A) 人	—	—	—	44	46	46
	実績 (B) 人	42	42	48	48	48	48
	B/A (%)	—	—	—	109.1%	104.3%	104.3%
ピアサポート活動	見込量 (A) 人	—	—	—	10	15	20
	実績 (B) 人	0	5	11	11	23	23
	B/A (%)	—	—	—	110.0%	153.3%	115.0%

※1 第6期以降の相談支援人数は、相談支援件数として計上

※2 第6期以降の関係機関連携・支援は、関係機関への助言として計上

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策			
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		相談・調整機能を高め、支援者の育成や関係機関との連携により支援体制の充実を図ります。			
事業名		事業の概要	第7期見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者支援 地域協議会の開催	回	発達障がい児・者やその家族に対して、乳幼児期から学齢期そして成人期までのすべてのライフステージにおいて、保健・医療・教育・福祉・就労など各分野の関係機関との連携を図りながら、継続した支援を行うとともに、情報提供等を行います。	2	2	2
設置数	か所		1	1	1
相談支援件数	件		3,254	3,272	3,290
関係機関への助言	件		1,408	1,467	1,526
普及啓発・研修	件		80	80	80
ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の支援プログラム	人		370	370	370
ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の支援プログラム実施者	人		4	5	6
ペアレント・メンター	人		48	48	48
ピアサポート活動	人		28	32	36

⑦精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	見込量 (A) 回	—	—	—	4	4	4
		実績 (B) 回	4	4	1	1	2	
		B/A (%)	—	—	—	25.0%	50.0%	
	参加者数	見込量 (A) 人	—	—	—	71	71	71
		実績 (B) 人	68	74	0	19	37	
		B/A (%)	—	—	—	26.8%	52.1%	
	保健	見込量 (A) 人	—	—	—	33	33	33
		実績 (B) 人	31	34	0	9	14	
		B/A (%)	—	—	—	27.3%	42.4%	
	医療 (精神科)	見込量 (A) 人	—	—	—	13	13	13
		実績 (B) 人	13	12	0	3	5	
		B/A (%)	—	—	—	23.1%	38.5%	
	福祉	見込量 (A) 人	—	—	—	21	21	21
		実績 (B) 人	20	21	0	6	13	
		B/A (%)	—	—	—	28.6%	61.9%	
	当事者	見込量 (A) 人	—	—	—	4	4	4
		実績 (B) 人	4	7	0	1	5	
		B/A (%)	—	—	—	25.0%	125.0%	
目標設定及び評価の実施回数	見込量 (A) 回	—	—	—	2	2	2	
	実績 (B) 回	0	0	0	2	2		
	B/A (%)	—	—	—	100.0%	100.0%		
災害時心のケア体制整備事業 (専門相談員の配置)	見込量 (A) か所	—	—	—	0	0	1	
	実績 (B) か所	0	0	0	0	0		
	B/A (%)	—	—	—	0.0%	0.0%		

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方			見込量の確保のための方策		
近年の実績等を考慮し見込んでいます。			精神障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう、重層的な支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進し、福祉サービスの基盤整備、普及啓発等に努めます。		
事業名	事業の概要		第7期見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	回	2	2	2
	参加者数	人	37	37	37
	保健	人	14	14	14
	医療 (精神科)	人	3	3	3
	福祉	人	7	7	7
	当事者	人	2	2	2
	目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2
災害時心のケア体制整備事業 (専門相談員の配置)	か所	災害時等の緊急時において専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、専門的なケアを必要とする者に日常的な相談体制の強化を図るものです。	1	1	1

⑧地域生活支援拠点等

○第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整備数	見込量(A)か所	—	—	—	7	7	7
	実績(B)か所	7	7	7	7	7	7
	B/A(%)	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の回数	見込量(A)回	—	—	—	1	1	1
	実績(B)回	1	1	1	1	3	3
	B/A(%)	—	—	—	100.0%	300.0%	300.0%
コーディネーター配置	見込量(A)人	—	—	—	—	—	—
	実績(B)人	—	—	—	59	82	82
	B/A(%)	—	—	—	—	—	—

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<p>国指針を踏まえ、各区に1つ確保している地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証および検討する場を設けます。</p>		<p>引き続き、各区に地域生活支援拠点等の機能を確保し、その機能の充実のため、福岡市障がい者等地域生活支援協議会の専門部会である地域生活支援拠点等整備検討部会において、運用状況の検証及び検討を行います。</p>		
事業名	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
整備数	か所	7	7	7
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の回数	回	1	1	1
コーディネーター配置	人	82	82	82

障がい児・者の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応するため、地域生活支援拠点等（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を整備するものです。

⑨相談支援体制の充実・強化のための取組

○第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援	見込量 (A) 件	—	—	—	75,722	75,722	75,722
		実績 (B) 件	78,477	87,841	88,411	86,895	89,977	
		B/A (%)	—	—	—	114.8%	118.8%	
	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	見込量 (A) 件	—	—	—	627	627	627
		実績 (B) 件	654	626	517	735	546	
		B/A (%)	—	—	—	117.2%	87.1%	
	相談支援事業者の人材育成の支援	見込量 (A) 件	—	—	—	27	27	27
		実績 (B) 件	25	32	41	91	78	
		B/A (%)	—	—	—	337.0%	288.9%	
	地域の相談機関との連携強化の取組	見込量 (A) 回	—	—	—	101	101	101
		実績 (B) 回	122	58	44	121	80	
		B/A (%)	—	—	—	119.8%	79.2%	
	主任相談支援専門員	見込量 (A) 人	—	—	—	—	—	—
		実績 (B) 人	—	—	—	2	2	
		B/A (%)	—	—	—	—	—	
	個別事例の支援内容の検証	見込量 (A) 回	—	—	—	—	—	—
		実績 (B) 回	—	—	—	2	2	
		B/A (%)	—	—	—	—	—	
協議会	相談支援事業所の参画による事例検討会 (頻度)	見込量 (A) 回/月	—	—	—	—	—	—
		実績 (B) 回/月	—	—	—	3	4	
		B/A (%)	—	—	—	—	—	
	事例検討会への参加事業者・機関数	見込量 (A) 件	—	—	—	—	—	—
		実績 (B) 件	—	—	—	30	30	
		B/A (%)	—	—	—	—	—	
	専門部会の設置数	見込量 (A) 件	—	—	—	—	—	—
		実績 (B) 件	—	—	—	4	4	
		B/A (%)	—	—	—	—	—	
	専門部会の実施回数 (頻度)	見込量 (A) 回/月	—	—	—	—	—	—
		実績 (B) 回/月	—	—	—	1	1	
		B/A (%)	—	—	—	—	—	

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方			見込量の確保のための方策			
近年の実績等を考慮し見込んでいます。			障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう相談を受け付けるとともに、関係機関との連携により支援体制の充実を図ります。			
事業名	事業の概要	第7期見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援	件	福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援や専門機関の紹介等を行います。	88,428	88,428	88,428
	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	件	相談支援事業所に対し訪問等により専門的な指導、助言を行います。	600	600	600
	相談支援事業者の人材育成の支援	件	相談支援事業所従業者を対象とした研修会の企画・運営、事例検討会の開催等により人材育成を行います。	70	70	70
	地域の相談機関との連携強化の取組	回	相談支援事業所が円滑に事業を実施できるよう、情報共有を行う場や勉強会を開催する等により、相談支援事業所間のネットワーク構築を図ります。	80	80	80
	主任相談支援専門員	人	地域の相談支援事業者の育成や地域づくりなど相談支援の中核的役割を果たす主任相談支援専門員を市・区障がい者基幹相談支援センターに配置します。	4	6	8
	個別事例の支援内容の検証	回	各区基幹相談支援センターのコーディネーターが集まり個別事例の検討を行うことで、支援スキルの向上を図ります。	2	2	2
協議会	相談支援事業所の参画による事例検討会 (頻度)	回/月	地域生活支援協会の区部会を設置し、区部会において個別の事例検討を行うことにより、地域課題の抽出を行います。	4	4	4
	事例検討会への参加事業者・機関数	件	地域生活支援協議会区部会において、区基幹相談支援センター、特別支援学校、療育センター等の機関が参加し、事例検討を行います。	30	30	30
	専門部会の設置数	件	地域生活支援協議会において、必要に応じて専門部会を設置し、特定の事項の調査・研究、市に提案する施策案の作成などを行います。	4	4	4
	専門部会の実施回数 (頻度)	回/月	特定の事項の調査・研究を行うために、適宜専門部会を開催し、その成果を地域支援協議会に報告を行います。	1	1	1

(2) 選択事業

① 訪問入浴事業

○ 第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴	見込量(A)人	76	76	76	104	114	125
	実績(B)人	85	86	86	89	87	
	B/A (%)	111.8%	113.2%	113.2%	85.6%	76.3%	

※ 人：月間の利用人数(実人数)

○ 第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		適切な事業実施を行います。		
事業名	事業の概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴	人 家庭での入浴が困難な障がい者宅を訪問し、入浴の機会を提供するものです。	88	89	89

② 生活支援事業

○ 第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
オストメイト 社会適応訓練	見込量(A)人/回	26	26	26	23	23	23
	実績(B)人/回	24	22	0	14	13	
	B/A (%)	92.3%	84.6%	0.0%	60.9%	56.5%	
音声機能障がい者 発声訓練事業	見込量(A)人	73	73	73	59	59	59
	実績(B)人	55	55	22	29	31	
	B/A (%)	75.3%	75.3%	30.1%	49.2%	52.5%	
音声機能障がい者 発声訓練指導者 養成事業	見込量(A)人	11	11	11	11	11	11
	実績(B)人	11	12	0	0	0	
	B/A (%)	100.0%	109.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
家族教室等 開催事業	見込量(A)か所	7	7	7	7	7	7
	実績(B)か所	7	7	7	7	7	
	B/A (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

○ 第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		適正な事業実施を行います。		
事業名	事業の概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
オストメイト 社会適応訓練	人/回 オストメイトに対して、ストーマ装具に関することや社会生活に関する講習を行います。	23	23	23
音声機能障がい者 発声訓練事業	人 疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人に対し発声訓練を行います。	59	59	59
音声機能障がい者 発声訓練指導者 養成事業	人 音声機能障がい発声訓練を行う指導者を養成します。	11	11	11
家族教室等 開催事業	か所 精神障がい者を抱える家族等に対して、精神疾患及び障がいについて理解を深めることにより家族の支援力を高め、精神障がい者の社会復帰の促進を図ります。	7	7	7

③社会参加促進事業

○第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	見込量(A)人	17,716	17,716	17,716	15,620	15,620	15,620
	実績(B)人	17,793	12,781	0	1,234	1,912	
	B/A(%)	100.4%	72.1%	0.0%	7.9%	12.2%	
芸術・文化講座 開催等事業	見込量(A)人	24,360	24,360	24,360	23,973	23,973	23,973
	実績(B)人	25,611	22,045	13,516	18,880	18,483	
	B/A(%)	105.1%	90.5%	55.5%	78.8%	77.1%	
点字・声の広報等 発行事業	見込量(A)件	872	872	872	887	887	887
	実績(B)件	902	887	908	892	871	
	B/A(%)	103.4%	101.7%	104.1%	100.6%	98.2%	
奉仕員養成研修事業 (手話、要約筆記、点 訳、朗読、盲ろう者通 訳・介助員)	見込量(A)人	528	528	528	469	469	469
	実績(B)人	332	469	275	259	462	
	B/A(%)	62.9%	88.8%	52.1%	55.2%	98.5%	
自動車運転 免許取得事業	見込量(A)件	28	28	28	41	41	41
	実績(B)件	45	43	48	55	58	
	B/A(%)	160.7%	153.6%	171.4%	134.1%	141.5%	
自動車改造 助成事業	見込量(A)件	34	34	34	33	33	33
	実績(B)件	30	31	23	20	27	
	B/A(%)	88.2%	91.2%	67.6%	60.6%	81.8%	

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
近年の実績等を考慮し見込んでいます。		広く事業の周知を図っていきます。		
事業名	事業の概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	人	13,803	13,803	13,803
芸術・文化講座 開催等事業	人	25,491	25,491	25,491
点字・声の広報等 発行事業	件	871	871	871
奉仕員養成研修事業 (手話、要約筆記、 点訳、朗読、盲ろう 者通訳・介助員)	人	469	469	469
自動車運転 免許取得事業	件	54	54	54
自動車改造 助成事業	件	23	23	23

④日中一時支援事業

○第5期及び第6期計画の実績

項目	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数	見込量(A)回/月	898	940	983	1,029	1,062	1,096
	実績(B)回/月	889	957	832	682	544	
	B/A(%)	99.0%	101.8%	84.6%	66.3%	51.2%	
実利用人数	見込量(A)人/月	403	434	466	381	393	406
	実績(B)人/月	347	358	255	240	310	
	B/A(%)	86.1%	82.5%	54.7%	63.0%	78.9%	

※ 回/月：1月当たりの利用回数

※ 人/月：1月当たりの実利用人数

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方			見込量の確保のための方策		
近年の実績等を考慮し見込んでいます。			利用者の増加に対応したサービス提供体制の確保に取り組みます。		
項目	事業の概要	第7期見込量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用回数	回/月	在宅で障がい児(者)を介護している人が、疾病、事故、出産などで一時的に介護ができない場合に、施設、病院において日帰りで日常生活上の支援を行います。	578	596	615
実利用人数	人/月		329	339	349

⑤その他の事業

○第5期及び第6期計画の実績

事業名	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「障がい者110番」 運営事業	見込量(A)件	267	277	288	341	341	341
	実績(B)件	369	315	406	427	491	
	B/A(%)	138.2%	113.7%	141.0%	125.2%	144.0%	

○第7期計画の見込量

実施に関する考え方			見込量の確保のための方策				
近年の実績等を考慮し見込んでいます。			障がい者の相談支援事業と連携して事業を実施していきます。				
事業名	事業の概要	第7期見込量					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度			
「障がい者110番」 運営事業	件	障がい者の権利擁護にかかる相談等に対応するため、常設相談窓口を設置して相談を行うほか、弁護士等による定期相談や専門相談を行います。			569	569	569

第4 計画の推進体制

1 計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2及び児童福祉法第33条の21においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

(障がい福祉計画及び障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ)

基本指針

- 計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

計画 (Plan)

- 「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量の設定やその他確保の方策等を定める。

改善 (Act)

- 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を実施。

実行 (Do)

- 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価 (Check)

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行う。
- 中間評価の際には、障がい者保健福祉専門分科会の意見を聴くとともに、その結果について公表する。
- 活動指標については、適宜実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。

(1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標（P10「2 障がい福祉サービス等に関する数値目標」を「成果目標」とし、各サービスの見込量（P23「3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの実績及び見込量」、P32「4 地域生活支援事業に関する種類ごとの実績及び見込量」）を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から点検・評価を受けるとともに、その結果について福岡市ホームページ等で公表します。

(2) 点検・評価結果の反映

福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から、計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

2 国・県への要望

国や県の動向に留意しながら福岡市の施策を進めていきます。また、事業の安定的な運営のため、制度の改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて他の政令市等とともに要望していきます。

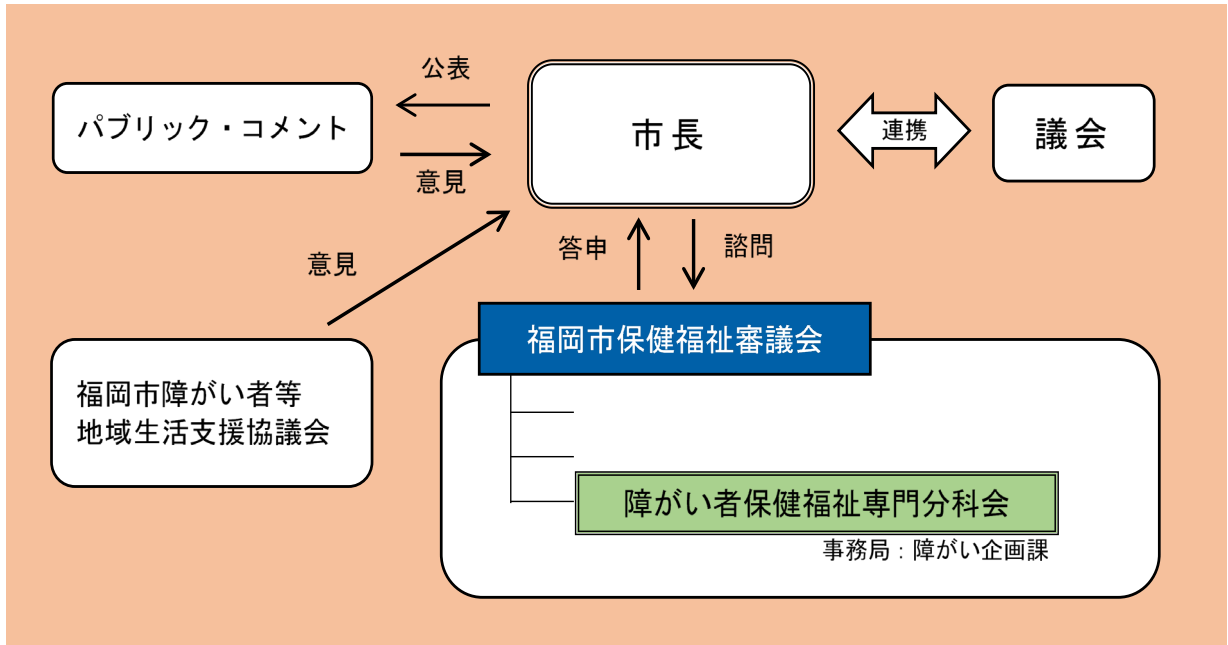
3 福岡市障がい者等地域生活支援協議会との連携

本計画における障がい福祉サービス等による取組みを推進するに当たっては、障害者総合支援法に基づき設置された福岡市障がい者等地域生活支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

第5 資料編

1 福岡市障がい福祉計画の策定体制

本計画は、障がい保健福祉施策の総合的な推進や社会情勢の変化に対応した施策の再構築を図るため、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会において意見をお伺いするとともに、パブリック・コメントにおける市民からの意見等を踏まえ、策定します。



2 計画策定の経緯

実施年月	実施概要
令和5年5月30日	福岡市長から福岡市保健福祉審議会へ諮問
7月14日	■第1回障がい者保健福祉専門分科会 開催
8月4日	福岡市障がい者等地域生活支援協議会において意見聴取
8月9日	■第2回障がい者保健福祉専門分科会 開催

3 福岡市保健福祉審議会諮問

福障企第 67 号
令和 5 年 5 月 30 日

福岡市保健福祉審議会
委員長 高田 仁 様

福岡市長 高島 宗一郎

「第 7 期福岡市障がい福祉計画」及び「第 3 期福岡市障がい児福祉計画」
(令和 6 年度～8 年度) の策定について (諮問)

福岡市における障がい保健福祉施策につきましては、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を一体のものとして策定した「第 6 期福岡市障がい福祉計画」及び「第 2 期福岡市障がい児福祉計画」(令和 3 年度～5 年度) により、計画的に推進しています。

「福岡市障がい福祉計画」及び「福岡市障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、各種サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めることとなっており、次期計画を令和 5 年度内に策定する必要がございます。

つきましては、「第 7 期福岡市障がい福祉計画」及び「第 3 期福岡市障がい児福祉計画」(令和 6 年度～8 年度) の策定について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。